

平成27年第3回諏訪広域連合議会定例会

平成27年10月6日 開 会

平成27年10月7日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔10月6日（火）〕	7
議案第18号から認定第5号まで6件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第18号、認定第1号から認定第3号、認定第5号 事務局	
長補足説明	
認定第4号 消防長補足説明	
議案第18号から認定第5号まで6件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔10月7日（水）〕	31
一般質問	
議案第18号から認定第5号まで6件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	61

諏訪広域連合告示第10号

平成27年第3回諏訪広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年9月29日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 平成27年10月6日 午後1時40分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

平成 2 7 年第 3 回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
1 0 月 6 日 (火)	1 2 : 3 0		議会運営委員会
	1 3 : 0 0		全員協議会
	1 3 : 4 0	(開会) 広域連合長あいさつ 議案説明 監査報告 議案質疑 委員会付託	
	1 5 : 1 0		常任委員会 議案審査
	1 7 : 0 0		
1 0 月 7 日 (水)	1 0 : 0 0	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議 席

1 番	中 村 奎 司
3 番	小 池 忠 弘
5 番	加々見 保 樹
7 番	樋 口 敏 之
9 番	小 池 賢 保
1 1 番	竹 村 安 弘
1 3 番	遠 藤 真 弓
1 5 番	浜 幸 平
1 7 番	小 平 雅 彦
1 9 番	近 藤 一 美
2 1 番	吉 澤 美樹郎

議 席

2 番	河 西 猛
4 番	織 田 昭 雄
6 番	伊 藤 玲 子
8 番	望 月 克 治
1 0 番	小 松 一 平
1 2 番	今 井 秀 実
1 4 番	八 木 敏 郎
1 6 番	小 池 和 男
1 8 番	井 上 登
2 0 番	宮 下 和 昭
2 2 番	奥 野 清

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 議案第 18 号 平成 27 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 認定第 1 号 平成 26 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 26 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 26 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 26 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 26 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○一般質問

3 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

平成27年10月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	望 月 克 治 (茅 野 市)	4月から広域消防に完全移行した後の体制について問題はないか。 (1) 広域化の目的は達成されたか。 (2) 広域化での消防及び救急の出動体制はどうなっているか。 (3) 6月26日の諏訪市小和田での火災時の出動体制、情報の伝達はどうなされ、どの範囲まで伝わったか。
2	井 上 登 (諏 訪 市)	介護保険について (1) 特養の申込みについて「要介護3」以上になった影響について (2) 所得による利用料2割負担の影響について (3) 補足給付の削減について
3	今 井 秀 実 (岡 谷 市)	介護保険について (1) 介護報酬引き下げの影響と対応 (2) 介護従事者の処遇改善 (3) 要支援1・2の方への訪問・通所サービス (4) 高すぎる介護保険料を引き下げる課題

平成27年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成27年10月6日（火）

午後 1時40分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 認定第 1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 2号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 3号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 4号 平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 5号 平成26年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第 8
- 議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてから認定第5号 平成26年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで6件一括議題
- 広域連合長あいさつ、提出議題の説明
- 議案第18号及び認定第1号から認定第3号並びに認定第5号 事務局長補足説明
- 認定第4号 消防長補足説明
- 議案第18号から認定第5号まで6件各質疑
- 認定第1号のうち所管部分及び認定第4号、認定第5号 総務消防委員会に付託
- 議案第18号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号 福祉環境委員会に付託

散 会

○出席議員（21名）

議席

1番 中村 奎司
4番 織田 昭雄
6番 伊藤 玲子
8番 望月 克治
10番 小松 一平
12番 今井 秀実
14番 八木 敏郎
16番 小池 和男
18番 井上 登
20番 宮下 和昭
22番 奥野 清

議席

3番 小池 忠弘
5番 加々見 保樹
7番 樋口 敏之
9番 小池 賢保
11番 竹村 安弘
13番 遠藤 真弓
15番 浜 幸平
17番 小平 雅彦
19番 近藤 一美
21番 吉澤 美樹郎

○欠席議員（1名）

2番 河西 猛

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金子 ゆかり	副広域連合長	今井 竜五
副広域連合長	柳平 千代一	副広域連合長	青木 悟
副広域連合長	小林 一彦	副広域連合長	五味 武雄
監査委員	北原 國男	事務局長	宮坂 茂樹
会計管理者	湯沢 広充	企画総務課長	橋爪 誠
情報政策課長	永田 賢二	介護保険課長	原田 初秋
八ヶ岳寮寮長	田村 茂正	消防長	佐久 卓
消防次長兼総務課長	宮澤 清人	岡谷市広域担当課長	山岸 徹
諏訪市広域担当課長	木島 清彦	茅野市広域担当課長	小池 徹
下諏訪町広域担当課長	山田 英明	富士見町広域担当課長	植松 佳光
原村広域担当課長	折井 為彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	松崎 寛	企画総務課総務係長	国枝 准也
書記	武居 靖彦		

平成27年10月6日(火)

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 (2-1)

開会 午後 2時00分

散会 午後 3時30分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 2時00分

竹村安弘議長 ただいまから平成27年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 2時00分

竹村安弘議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入るに前に先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は21人であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

○日程第 1

会議録署名議員の指名

竹村安弘議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、3番小池忠弘議員、21番吉澤美樹郎議員を指名いたします。

○日程第 2

会期の決定

竹村安弘議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から10月7日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 御異議ないと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

○日程第 3

議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○日程第 4

認定第 1 号 平成 26 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5

認定第 2 号 平成 26 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 3 号 平成 26 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 4 号 平成 26 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 5 号 平成 26 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

竹村安弘議長 日程第 3 議案第 18 号から日程第 8 認定第 5 号までの 6 件を一括議題といたします。

広域連合長より招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 本日、ここに平成 27 年第 3 回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中を御参集いただき、ありがとうございました。

本定例会には、補正予算 1 件並びに平成 26 年度一般会計及び特別会計の決算認定 5 件、合わせて 6 件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、補正予算議案につきまして御説明いたします。

議案第 18 号 平成 27 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、平成 26 年度の決算見込みに基づき、平成 26 年度の地域支援事業の見込み精算において交付不足となっている支払基金交付金につき過年度分として交付を受けるとともに、給付費分の見込み精算で超過交付を受けた国庫支出金及び支払基金交付金を返還するため、償還金と、財源として繰越金を増額補正するものです。

また、制度改正に対応したシステム改修を国庫補助事業で行うため、システム改修のための事業費を補正するとともに、財源として市町村負担金及び国庫補助金を補正するものです。

次に、認定第 1 号から認定第 5 号の平成 26 年度決算認定議案について御説明申し上げます。

まず、認定第 1 号 一般会計であります。歳入決算額 5 億 9 5 5 万 7, 8 1 0 円に対し、歳出決算額は 4 億 7, 8 6 5 万 4, 0 9 8 円で、差引残額は 3, 0 9 0 万 3, 7 1 2 円となっております。

次に、認定第 2 号 救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額 4 億 3, 0 3 4 万 4,

611円に対し、歳出決算額は4億474万7,545円で、差引残額は2,559万7,066円となっております。

次に、認定第3号 介護保険特別会計につきましては、歳入決算額176億8,595万9,699円に対し、歳出決算額は173億6,624万7,684円で、差引残額は3億1,971万2,015円となっております。

次に、認定第4号 諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額27億5,371万3,752円に対し、歳出決算額は25億7,608万4,743円で、差引残額は1億7,762万9,009円となっております。

次に、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額5,659万523円に対し、歳出決算額は4,725万4,003円で、差引残額は933万6,520円となっております。

以上が決算額の概要でございますが、平成26年度を振り返ってみますと、一般会計では消防一元化による組織編成により情報系システムの整備を行い、組織体制、事務事業の効率化に努めました。また広域住民の生命、健康を守り、休日夜間の救急患者への医療を確保するため、病院群輪番制運営費補助事業を引き続き実施するとともに、諏訪地区小児夜間急病センター事業を継続し、地域の小児医療に貢献いたしました。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、26年度中の年間利用延べ人数は4万7,538人で、年度末の入寮者数は131名であります。

次に、介護保険であります。平成26年度は3カ年で実施する第5期事業計画の最終年度でございます。保険給付につきましては認定者数の増加やサービス利用者の重度化などにより、年々増加はしておりますが、これまでの著しい給付費の上昇傾向に若干に落ちつきが見られるようになり、昨年に引き続き当該年度の計画給付費をやや下回る給付実績となりました。事業の状況ですが、第1号被保険者は6万606人、そのうち介護認定を受けている被保険者が1万10人で、出現率は16.5%となり、第2号被保険者の認定者215人を加えると、認定者総数は1万225人です。サービスの利用人数は前年度比6.4%の増、保険給付総額は前年度比5.8%の増でありました。利用状況は居宅サービス利用が60.9%、地域密着型サービス利用が7.8%、施設サービス利用が18%、未利用者は13.3%であります。

また、利用者1人当たりの月額保険給付費は、居宅サービス利用が約10万7,000円、地域密着型サービス利用が約21万1,000円、施設サービス利用が約27万7,000円、介護サービス利用者1人当たりの平均では約15万4,000円が保険給付されております。

次に、広域消防関係では、26年度中における圏域内の火災件数は86件、救急出動件数は8,064件でありました。緊急消防援助隊を初め広域消防一元化に向けた関係団体との大規模な合同訓練、事業所等を対象にした防火管理講習会などを実施し、消防体制の充実強化を図ってまいりました。災害においては、御嶽山噴火災害や神城断層地震に長野県消防相互応援協定に基づき職員の派遣をいたしました。また、岡谷市に建設されました新消防庁舎内に消防本部機能を移転し、あわ

せて消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センターの整備を行いました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、基金の運用益を活用し地域振興事業に取り組んでおりますが、26年度は婚活支援事業として圏域の未婚者の出会いの機会をふやすため、3回のイベントを開催しました。またホームページにおいて新しい情報や魅力ある情報を常に発信できるよう広域事務や計画等の発表、イベントの開催情報や参加募集などに電子媒体の有効性、機動力の活用をしてまいりました。

以上、提案いたしました各議案について御説明いたしましたが、なお、細部につきましては事務局長、消防長から説明をいたしますのでお願いいたします。

以上申し上げまして、開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

竹村安弘議長 事務局長。

宮坂茂樹事務局長 それでは私から、議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）及び認定第1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第3号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第5号 平成26年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括で補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

初めに予算書1ページをごらんください。

第1条によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,237万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ179億9,318万1,000円とするものでございます。この補正予算は前年度の給付費の精算に伴って生じた国庫負担金及び支払基金交付金の返還金と、地域支援事業費の精算に伴い生じた支払基金交付金の過年度交付金の不足分の交付を受けるに当たり、必要な事業科目に補正を行うとともに、制度改正に伴う国庫補助事業によるシステム改修のため必要な事業費を補正し、財源として市町村負担金及び国庫補助金を増額補正するものでございます。

内訳につきましては、3ページの歳入歳出事項別明細書により御説明申し上げます。

まず歳入であります。

2款1項1目関係市町村負担金につきましては、2分の1補助による制度改正に伴うシステム改修のため、関係市町村負担金に217万7,000円を補正するものであります。

4款2項4目国庫補助金における介護保険事業費補助金については、同じく2分の1補助による制度改正に伴うシステム改修のため217万6,000円を補正するものであります。

5款1項2目支払基金交付金における地域支援事業支援交付金につきましては、平成26年度の地域支援事業の精算において生じた交付金の未交付分につき1,000円の補正をするものです。

9款1項1目繰越金は7,801万6,000円で、国庫負担金並びに支払基金交付金の精算による超過交付分の返還のため補正するものであります。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の435万3,000円は、制度改正に伴うシステム改修の事業費を増額補正するものでございます。

7款1項4目償還金の7,801万7,000円は、平成26年度の保険給付費の精算に伴い、国庫並びに支払基金の余剰交付分を返還するため、償還金につき増額補正をするものでございます。

なお、支払基金の超過交付分の返還期限が猶予つきで10月初旬となっておりますので、今回補正が必要となるものでございます。

以上、議案第18号につきまして説明を申し上げます。

続きまして、認定第1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

なお、決算認定案件の説明につきましては、決算書によりまして決算額とともに主要な施策にかかわる点につきまして補足説明をさせていただき、別添の主要な施策の成果説明書での説明は省略させていただきますので、御了承願います。

決算書をごらんください。歳入歳出の科目別内訳について、事項別明細書により説明いたします。

5、6ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、収入済額1億8,853万6,572円で、収入率は97.5%です。内容は、1節経常経費負担金、2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金、3節小児夜間急病センター事業負担金、4節防災啓発共同事業負担金、5節介護保険事業における低所得者等への支援措置に係る高齢者福祉事業経費負担金及び6節障害支援区分審査会の運営に係る障害者福祉事業経費負担金であります。収入済額1億8,853万6,572円は、小児夜間急病センターの運営費補填のための補正後の予算現額1億9,339万8,000円に対し、486万1,428円の減で、主なものは5節高齢者福祉施設経費負担金の精算調整による負担額の減416万9,988円によるものです。なお、負担割合は規約で定められております。

1節経常経費負担金及び3節小児夜間急病センター事業負担金から6節障害者福祉事業経費負担金は、均等割20%、人口割80%となっております。

2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は、人口割100%となっております。

5節高齢者福祉事業経費負担金の収入済額は927万3,012円で、前年度からの繰越金を市町村負担金で調整しましたので、収入率は69.0%であります。

6節障害者福祉事業経費負担金1,060万9,080円は、障害者総合支援法に基づく障害支援区分の審査会に要する費用で、前年度からの繰越金を市町村負担金で調整しましたので、収入率は93.9%であります。

次に、3款県支出金は、収入済額218万4,000円で、収入率は106.6%です。1項2目民生費県補助金は、収入済額49万6,000円で、収入率は169%となっており、介護保険を補完する福祉施策である介護サービス利用者負担助成の実績に基づき交付される県からの補助金

であります。

また、同項3目衛生費県補助金2節小児初期救急医療体制整備事業補助金で168万8,000円は、小児夜間急病センター運営に関する県補助です。

4款財産収入は、5,026万4,369円で、収入率98.9%です。主なものは、2項1目不動産売払収入1節土地売払収入5,010万円で、厚生連への恋月荘土地売払収入です。予算同額の収入です。

5款繰入金は、収入済額1億1,000万円で、収入率は100%です。主なものは2項1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金で1億1,000万円です。なお、1億1,000万円は補正予算（第2号）による補正後の予算額と同額の収入で、恋月荘特別会計の精算による繰入金の額の確定によるものでございます。

7、8ページをお願いいたします。

6款繰越金1項1目繰越金は、収入済額9,481万4,687円で、収入率は119.8%です。主なものは恋月荘特別会計の精算による繰越金の額の確定によるものです。

7款諸収入2項1目雑収入収入済額6,369万9,484円で雑収入です。雑収入の主なものは、株式会社諏訪広域総合情報センタ派遣職員の人件費の派遣先の負担金、厚生連恋月荘派遣職員の人件費の派遣先の負担分及び小児夜間急病センターの指定管理者が負担する施設等の使用料です。

以上、歳入合計は、収入済額5億955万7,810円で、101.9%の収入率となっております。

続いて、9、10ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款議会費は、支出済額74万9,855円で、執行率は76.4%です。

2款総務費は、支出済額4億602万3,091円で、執行率は96.9%です。1項1目一般管理費では、不用額832万4,947円で、人事異動に伴い給与、手当、共済費等が不要となったものであります。また25節積立金では、恋月荘移管に伴う恋月荘土地売払収入5,010万円を財政調整基金に積み立て、28節繰出金では恋月荘特別会計の精算による確定額584万6,837円を八ヶ岳寮特別会計へ繰り出しました。

続いて、11、12ページをごらんください。

同項2目福祉連携費は、支出済額2億2,577万778円で、不用額445万3,222円は恋月荘派遣職員の減により給与、職員手当、共済費等が不要となったものでございます。また25節積立金は、総合福祉基金に1億6,081万1,000円を積み立てました。

3款民生費は、支出済額2,145万1,872円で、執行率は85.7%です。主なものは1項1目高齢者福祉費支出済額1,087万5,003円、執行率は79.2%で、介護保険事業を補完する福祉施策として特に低所得者に配慮した介護保険利用料の軽減事業に要する経費です。この軽減事業は大きく二つに分かれ、事業実施法人等に補助金交付する形の社会福祉法人等による利用者負担減免に対する助成と、民間法人等の介護サービス利用者負担助成の2事業で実施しております。不用額286万1,997円は、社会福祉法人等による減免補助事業及び介護サービス利用

者負担助成事業の補助費が見込みより少なかったためでございます。

軽減措置等の状況は、19節負担金補助及び交付金の社会福祉法人等による利用者負担減免に対する助成では対象者66人を認定し、18の事業実施法人に717万7,934円を助成いたしました。20節の扶助費の民間法人等の介護サービス利用者負担助成は、66人の認定者に365万4,069円を助成いたしました。

2目障害者福祉費は、障害者総合支援法に基づく障害支援区分審査会に係る委員報酬、職員人件費等の経費で、支出済額1,057万6,869円、執行率93.6%でございます。この経費は障害者総合支援法に基づく障害支援区分審査会に係る事業で、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害支援区分の審査判定を行うためのものとなります。本年度の障害者支援区分審査会は12回開催し、203件の審査判定を行った実績となっております。

次に、13、14ページをごらんください。

4款衛生費支出済額5,042万9,280円で、執行率は92%です。主なものとして1項2目小児夜間急病センター事業費は、支出済額1,783万2,800円、不用額の440万200円は患者数減少を見込み予算を補正いたしました。インフルエンザ等の流行により患者数が回復したことにより、精算で不要を生じたものでございます。

6款予備費ですが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額4億7,865万4,098円で執行率は95.7%です。

15ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。

歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は3,090万4,000円であります。

16ページは、財産に関する調書です。

1、公有財産（1）有価証券については増減ありません。

2、物品についても増減ございません。

3、基金ですが、（1）財政調整基金については、恋月荘移管に伴う恋月荘土地売却収入5,010万円ほかを積み立てました。また、恋月荘特別会計の精算による繰出金1億1,000万円を25年度末に一旦積み立てましたが、これを26年度に新設した総合福祉基金に移しかえたため減となっております。（2）総合福祉基金については、恋月荘特別会計の精算に伴う額の確定により、積立金額が1億6,081万1,000円となっております。（3）退職手当基金及び（4）旧伝染病隔離病舎退職手当基金については、利子分の増となっております。

以上が、一般会計でございます。

続きまして、認定第2号 救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

21、22ページをお願いいたします。

歳入です。

1款分担金及び負担金は、関係市町村負担金と民生費負担金の2目で、収入済額3億170万4,332円、収入率100.1%です。事務費が1人当たり1カ月4.4%の増額改定となったこと

によるものです。

3款県支出金は、収入済額7,823万9,853円で、収入率は103.8%です。増の主な理由は、民生費県負担金において事務費1人当たり1カ月4.4%の増額改定されたこと、入所人員が月平均1名増により推移したこと、育児休暇職員の代替による社会福祉施設代替職員雇用県補助金の増によるものでございます。

4款財産収入は利子及び配当金で、八ヶ岳寮基金並びに退職手当準備積立基金、八ヶ岳寮福祉基金の利子収入で、13万3,481円です。

5款寄附金は10万円で、八ヶ岳寮元利用者の保護者からの寄附金でございます。

6款繰入金は、25年度恋月荘特別会計廃止に伴う一般会計繰り出し分のうち、一般会計から八ヶ岳寮福祉基金へ584万6,837円繰り入れたもの、外壁塗装工事により八ヶ岳寮基金から258万8,400円を繰り入れたもの、26年度退職者分の長野県市町村総合事務組合特別負担金1,197万4,645円を八ヶ岳寮退職手当準備積立基金から繰り入れたものでございます。

ページは、23、24ページにわたっております。

7款繰越金につきましては、前年度からの繰越金2,661万8,153円となっております。

8款諸収入は、預金利子及び雑入を合わせて収入済額313万8,910円で、雑入の主なものは職員給食費の実費徴収金でございます。

以上、歳入合計の収入済額は4億3,034万4,611円で、収入率99.6%でございます。続きまして、25、26ページ、歳出をお願いいたします。

2款1項1目施設管理費は、支出済額2億6,673万339円で、執行率92.3%でございます。主たる支出は、15人分の非常勤職員報酬や21人分の給料、手当等の職員人件費、施設を維持する上での各種の需用費や役務費、調理業務委託などの委託料、外壁塗装工事、備品購入費などとなっております。報酬以下、各施設の支出済額はそれぞれ記載のとおりでございます。

主な不用額は、1節報酬の非常勤職員退職等による不用分、2節給料、3節職員手当等、4節共済費については職員異動に伴う職員構成の変更による人件費の変動減が主な理由でございます。ほか15節工事請負費は外壁塗装工事の入札差金、18節備品購入費は、更新予定の冷凍冷蔵庫が現状維持できたための未購入によるものでございます。

次に2目施設事業費は、施設利用者の直接処遇にかかわる経費となります。支出済額は9,475万5,432円、執行率95.9%でございます。主な支出は入所者にかかわる賄い材料費など各種の需用費、入所者の健康診断や予防接種などの各種役務費、入所者用の備品購入費、扶助費などとなっております。不用額としては、11節需用費の消耗品費、燃料費、光熱水費の減によるもの、12節役務費のインフルエンザ予防接種料の減免などによるものとなっております。

3款公債費は4,326万1,774円で、建設に伴う元利償還金です。

27、28ページですが、4款予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額4億474万7,545円で、執行率93.7%です。

29ページの実質収支に関する調書ですが、実質収支額は2,559万7,000円となっております。

ります。

30ページの財産に関する調書ですが、公有財産の期間中の増減はございませんでした。物品においては記載のとおりでございます。

基金ですが、八ヶ岳寮基金は将来にわたる建物の大規模修繕や大型備品の購入に充てる基金でございます。期間中の増減は、外壁塗装工事に伴う基金の取り崩しと、前年度繰越金分と利子の積み立てにより、年度末現在高は1億4,184万1,000円となっております。

退職手当準備積立基金は、職員の退職手当に充てる基金ですが、期間中の増減については、予定積立分と利子増分、平成26年度退職者の取り崩し分1,197万5,000円の減により、差し引きで301万2,000円の増となっております。年度末現在高は5,138万6,000円です。

八ヶ岳寮福祉基金は、恋月荘福祉基金から八ヶ岳寮福祉基金新設に伴う移行で、年度末現在高は585万2,000円でございます。

以上が、八ヶ岳寮特別会計でございます。

続きまして、認定第3号 平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。決算書31ページをお願いいたします。

第5期介護保険事業計画の最終年度の決算となります。

歳入ですが、1款保険料から10款諸収入までの歳入合計は、176億8,595万9,699円となり、予算現額との対比では1億5,260万6,301円の減となりました。

右のページ記載の歳出ですが、七つの款の歳出合計は173億6,624万7,684円となり、予算対比では4億7,231万8,316円の減となっております。歳入歳出差引残額は3億1,971万2,015円となりました。

それでは、歳入歳出について事項別明細書で御説明をいたします。

35ページをお開きください。歳入からでございます。

1款保険料ですが、三つの節の合計は35億5,598万5,800円で、収入率は102.9%です。主な内容は、現年度保険料のうち年金から天引きとなる特別徴収が32億9,404万6,760円で、調定額に対する収納率は100%。直接納付をお願いする普通徴収は2億4,948万8,290円で、収納率は89.9%、合わせまして35億4,353万5,050円であります。普通徴収における収入未済額は2,793万1,850円で、翌年度へ滞納繰越となります。

また、平成25年度以前の保険料滞納繰越分は、調定額で5,752万9,840円、このうち収入済額は1,245万750円で、収納率は21.6%。徴収権の消滅により973万4,780円を年度末に不納欠損とし、残り3,534万4,310円は滞納繰越として翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、2款分担金及び負担金ですが、これは関係市町村負担金で三つの節の合計は23億7,645万8,276円、収入率は96.7%となりました。内訳は保険給付費関係負担金が実際に要

した保険給付費の12.5%で20億4,430万5,797円、介護予防を目的とした地域支援事業の事業量分を市町村が負担するものが現年度の精算に伴い8,185万6,270円、それぞれ関係市町村から負担いただきました。事務費関係負担金につきましては、2億5,029万6,209円となっております。

次に、3款使用料及び手数料ですが、収入済額65万2,650円で、保険料徴収に係る督促手数料と証明発行手数料でございます。

4款国庫支出金は収入済額39億321万4,147円で、収入率は98.8%です。1項の国庫負担金においては、居宅サービスの20%と施設サービスの15%を国が負担するもので、その収入済額は29億4,614万9,842円、収入率は98.4%となっており、この額は概算払いで、精算は翌年度に行われます。

2項国庫補助金は収入済額9億5,706万4,305円、収入率は99.9%です。1目の保険給付費に対する調整交付金は7億7,896万3,000円。2目の介護予防事業と、37ページ、3目の包括的支援事業任意事業の地域支援事業交付金の合計は1億7,181万3,305円であります。4目の介護保険事業費補助金は、制度改正や番号法の施行に伴うシステム改修費に対する補助で619万3,000円、5目の介護保険災害臨時特例補助金は、原発関連の災害被災者の保険料減免に関する補助で9万5,000円であります。

5款支払基金交付金は、1目の第2号被保険者保険料分として社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、保険給付費の29%、47億8,867万5,000円が交付されました。また2目は地域支援事業のうち介護予防事業の29%が交付されるもので、6,558万7,530円が交付されました。

次の6款県支出金は、収入済額24億7,623万6,264円、収入率は97.1%でございます。1項1目介護給付費県負担金の収入済額23億9,520万9,549円は、介護給付費のうち居宅サービス分12.5%と施設サービス分17.5%を県が負担するもので、市町村負担金と同様に現年度精算により実際に要した保険給付額による負担額となっております。2項の県補助金8,102万6,715円は、地域支援事業への補助金であります。

次に7款財産収入は、介護給付費準備基金の利子収入60万9,069円で、事業計画最終年度の基金の取り崩しによる原資の減少により、収入率は55.0%でございます。

8款繰入金の2項1目介護給付費準備基金繰入金は、当該年度の給付費に係る1号被保険者の保険料負担分の不足分を補うため、準備基金から2億3,710万8,000円を繰り入れたものでございます。

次に、39、40ページをお願いいたします。

9款繰越金は、平成25年度からの繰越金で、収入済額2億7,623万3,750円でございます。

10款諸収入は、1号被保険者延滞金の53万2,170円、貸付金元利収入につきましては今年度は貸付実績がなかったためゼロ執行となっております。受託事業収入の1万4,000円、第

三者納付金や保険料未還付分などを雑入といたしまして、３９６万４８７円、預金利子は６９万２、５５６円の収入済額です。

以上、歳入合計は１７６億８，５９５万９，６９９円で、収入率は９９．１％となりました。

続きまして、４１、４２ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費では、１１の節の支出済額合計が１億７，１８１万２，２５１円で、執行率９５．４％でございます。

２項徴収費１目賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に要する事務的経費で、支出済額２，０１０万７，８０１円、執行率９６．７％でございます。

３項介護認定費１目介護認定審査会費は、介護認定審査会に要する経費で、２，０８５万７，１００円、執行率９８．４％でございます。

また、２目認定調査等費は、認定調査に要する経費で、支出済額５，２２３万４，５８２円、執行率は９６．４％となりました。

次に、４３、４４ページお願いをいたします。

２款保険給付費ですが、支出済額１６３億５，７４８万３，５１２円、執行率は９７．４％でございます。保険給付費は大きく要介護と要支援の二つの項があり、１項介護サービス等諸費は支出済額１４６億７，６７１万１，４７３円、執行率は９７．１％で、介護度が要介護１から５に認定された被保険者への保険給付費でございます。

２項の介護予防サービス等諸費は、支出済額７億４，５７０万７，９９１円、執行率は９９．３％で、要介護とならないための予防を重視した介護予防サービス等諸費であり、要支援１・２を対象とした予防給付費でございます。

続きまして、４５、４６ページお願いをいたします。

３項その他諸費は、保険給付を行うに当たり請求の点検、審査から事業者への支払いについて、長野県国民健康保険団体連合会に委託しており、その審査支払いに係る手数料で、支出済額は１，４８３万７，８８０円、執行率は１００％となっております。

４項高額介護サービス等費は、利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するもので、支出済額２億４，７５８万９，５９５円、執行率は１００％でございます。

５項高額医療合算介護サービス等費は、介護と医療の両方を利用した１年間の利用者負担金のうち、既に支給されている高額サービス費等を除いた額を合算した上で、一定額を超えた金額について介護保険分と医療保険分を案分してそれぞれの保険者が支給するもので、支出済額３，４８３万９，３２５円、執行率は９９．８％でございます。

続いて、４７、４８ページをお願いします。

６項特定入所者介護サービス等費は、支出済額６億３，７７９万７，２４８円、執行率は１００％で、食費、居住費の自己負担額のうち低所得者に対し利用者負担段階別に限度額を定め、超過分を介護保険から補足的に給付するものでございます。

4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、平成25年度の繰越金のうちの基金積み立て可能分と基金の利息を合わせた1億5,627万5,265円を積み立ていたしました。

5款地域支援事業費は、支出済額4億9,030万6,556円、執行率は97.0%でございます。地域支援事業の内容は大きく四つに区分され、要支援・要介護状態になるおそれのある2次予防事業対象者や1次予防対象者に対する介護予防事業、介護予防ケアマネジメントや相談支援を行う包括的支援事業、また2目に記載の家族介護者等を支援する任意事業と、この中に含まれている適切な給付を提供するための介護給付費等費用適正化事業費でございます。

1項の介護予防事業と2項2目の任意事業のうち、介護給付費等費用適正化事業費を除いた分を関係6市町村に、また包括的支援事業は六つの地域包括支援センターに委託して実施をいたしました。

続いて、49、50ページをお願いいたします。

6款公債費は、介護給付費準備基金を繰りかえ運用する際の利子分でございます。効果的な資金運用により、基金の繰りかえ運用の必要が生じなかったため支出はございません。

7款諸支出金は、支出済額9,717万617円執行率96.4%でございます。

1目第1号被保険者保険料還付金は、保険料の過年度還付分で日本年金機構等に返還した保険料233万2,900円であります。2目第1号被保険者保険料還付加算金は、還付金の還付までの期間に応じて生じた加算金で、7万1,900円となっております。3目は介護サービス費等貸付金で、当年度は貸付実績がなかったため支出はございません。4目償還金は、平成25年度に支払われた介護給付費に対する国庫負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算により生じた超過交付分9,476万5,817円を返還したものでございます。

8款予備費は執行いたしませんでした。

以上、歳出合計は173億6,624万7,684円となり、執行率は97.4%でございます。次に、51ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は歳入総額以下は記載のとおりでございます。

5の実質収支額は、歳入歳出差引残額の3億1,971万2,000円でございます。

右のページの財産に関する調書ですが、1、物品については決算年度中の増減はございませんでした。また、2の基金、介護給付費準備基金は保険給付費が不足したときに取り崩し、支出に充てていく費用となります。本年度は前年度末現在高4億6,241万万4,000円に対し、予算に基づく給付費の保険料充当額不足分として2億3,710万8,000円を取り崩すとともに、平成25年度からの繰越金の中の積み立て可能額1億5,554万4,080円と基金利子の60万9,069円、現年及び過年度の国庫交付金の追加交付分等の13万1,495円を積み立てたため、8,082万4,000円の減、決算年度末現在高では3億8,159万円となったものでございます。

以上が、介護保険特別会計の説明でございます。

続きまして、認定第5号 ふるさと振興基金事業特別会計決算について御説明をいたします。

決算書76、77ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございます。

2款財産収入1項1目利子及び配当金は、収入済額1,829万2,001円でございます。これは昨年9月に有利な国債に借りがえたことによる売却益及び基金利子による収入でございます。

3款繰越金は、収入済額3,829万2,666円となっております。

4款諸収入は、1項1目預金利子5,856円でございます。

以上、歳入合計は収入済額5,659万523円ございまして、115.3%の収入率となっております。

次に、78、79ページをごらんください。

歳出でございます。

1款1項1目ふるさと振興事業費ですが、支出済額1,225万4,003円です。この目の事業としましては、少子化対策、人口増対策の一環として23年度からの継続事業として実施しております出会いの機会を提供する婚活支援事業への取り組みでございまして、年間3回のイベントを開催いたしました。

また、昨年度は惜しくも2位となりましたが、県縦断駅伝へ参加しております諏訪陸上競技協会に対しまして、スポーツ活動を通じた圏域の地域振興への支援として補助金を支給しております。このほかLCV-FM放送を活用しての行政情報の発信を引き続き行うとともに、圏域住民の環境美化に対する意識高揚を図る公共施設への花の配布を行いました。

2目の基金設置費につきましては、国債買い換えによる売却益3,500万円を基金に積み立てました。

2款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額4,725万4,003円で、全体の執行率は96.3%でございます。

次に、80ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は933万7,000円となりました。

次に、81ページをお願いします。財産に関する調書でございますが、ふるさと振興基金は年度末現在高10億4,022万4,000円となっております。

以上が、ふるさと振興基金事業特別会計でございます。

私からの補足説明は以上でございます。

竹村安弘議長 消防長。

佐久卓消防長 それでは、私から消防に関する決算認定案件につきまして補足説明申し上げます。

認定第4号 平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。お手元の歳入歳出決算書53ページをごらんいただきたいと思います。

初めに歳入でございますが、1款から7款までの歳入総額は、予算現額26億5,971万円に

対し、収入済額 2 億 5, 371 万 3, 752 円で、9, 400 万 3, 752 円の収入増で、収入比率は 103. 5% でありました。収入増の主なものは、繰越金でございます。

続きまして、54 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款から 4 款までの歳出合計は 2 億 7, 608 万 4, 743 円で、不用額は 8, 362 万 5, 257 円であります。歳入歳出差引残額は 1 億 7, 762 万 9, 009 円であります。

なお、不用額の主な内容につきましては、事項別明細書において御説明申し上げますので、57 ページ、58 ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書の歳入でございます。

初めに、1 款分担金及び負担金は関係市町村負担金でございまして、1 節経常費負担金は消防本部費、2 節事業費負担金は消防署費負担金であります。3 節は公債費負担金でございまして、合わせた収入済額は 1 億 4, 209 万 264 円で、収入率は 99. 4% であります。

2 款使用料及び手数料でございますが、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料及び火薬類の譲り渡し、譲り受けの許可及び煙火の消費許可手数料等の消防手数料でございまして、収入済額は 311 万 3, 700 円で、収入率は 268. 2% であります。

次に、4 款県支出金でございますが、県の移譲事務の特例処理事務交付金でございまして、収入済額は 11 万 2, 000 円で、収入率は 125. 8% であります。

5 款繰越金でございますが、収入済額は 2 億 4, 182 万 4, 597 円で、収入率は 173. 9% となっております。

次の 6 款諸収入 2 項雑入でございますが、収入済額は 1, 397 万 3, 191 円、収入率は 98. 3% でございます。雑入の内訳といたしましては、消防長人件費の負担分、防火管理講習会受講料及び長野県消防防災航空隊へ出向しております職員の人件費等でございます。

7 款連合債の収入済額は 6 億 5, 260 万円、収入率は 100% でございます。内訳といたしましては、消防本部の消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備事業費の借入金でございます。

歳入合計は、収入済額 2 億 5, 371 万 3, 752 円で、収入率は 103. 5% でございます。

次に、歳出でございます。59 ページ、60 ページをお願いいたします。

1 款消防本部費は、支出済額 7 億 5, 136 万 6, 849 円、執行率は 98. 5% で、不用額は 1, 152 万 9, 151 円でございます。不用額の主なものは、15 節工事請負費で衛星系防災行政無線設備更新工事未実施によるものでございます。

2 款消防署費は、支出済額が 1 億 2, 915 万 7, 630 円で、執行率は 96. 7% であります。

初めに、1 項岡谷消防署費は支出済額 3 億 4, 680 万 7, 053 円で、執行率は 93. 4% で、不用額は 2, 441 万 9, 947 円でございます。不用額の主なものは、職員の異動等に伴う人件費の減でございます。

次に、61ページ、62ページをごらんください。

2項諏訪消防署費は、支出済額3億8,652万175円で、執行率は97.3%、不用額は1,069万825円となっております。不用額の主なものは、職員構成の変動に伴う人件費の減であります。

3項茅野消防署費は、支出済額4億7,315万9,620円、執行率97.7%で、不用額は1,134万4,380円であります。不用額の主なものは、職員手当の縮減によるものでございます。

63ページ、64ページをお願いいたします。

4項下諏訪消防署費は、支出済額1億9,952万6,486円で、執行率は97.6%で、不用額は501万514円であります。不用額の主なものは、職員の異動等に伴う人件費の減であります。

5項富士見消防署費は、支出済額2億1,186万1,272円、執行率は97.4%で、不用額は561万4,728円であります。不用額の主なものは、職員の異動等に伴う人件費の減でございます。

65ページ、66ページをお願いいたします。

6項原消防署費は、支出済額1億1,128万3,024円、執行率97.8%で、不用額は251万2,976円であります。不用額の主なものは、職員構成の変動に伴う人件費の減であります。

次に、3款公債費は、元金、利子合わせまして支出済額9,556万264円で、執行率は90.1%となりました。公債費の内容でございますが、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備及び消防車両等の整備に伴うものが主なものでございます。

67ページ、68ページをお願いいたします。

4款予備費ですが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は25億7,608万4,743円で、執行率は96.9%となっております。

続きまして、69ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりでありまして、実質収支額は1億7,762万9,000円となりました。

70ページ、71ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。表に記載のとおりでありまして、決算年度中増減のあったものについて御説明いたします。

1、公有財産につきましては、特に変更はございません。

2、物品のうち、上から8行目の救急車1台、10行目、消防ポンプ車の4台、11行目、消防ポンプ車水槽付1台の減は、いずれも諏訪広域消防一元化体制に伴う車両配置計画に基づき、重複配備の解消及び経年劣化した車両を廃車したものでございます。

71ページをお願いいたします。

2行目の指令台及び3行目、消防緊急指令台、4行目の消防緊急通信指令施設、11行目、消防

緊急情報システムの減につきましては、岡谷消防署、諏訪消防署、下諏訪消防署、茅野消防署に設置されておりました施設で、新岡谷消防庁舎に新たに整備いたしました消防指令センター運用開始にあわせて廃止したものでございます。

前後いたしますが、5行目にあります消防救急デジタル無線基地局3カ所の増は、消防救急デジタル無線装置の基地局でありまして、新岡谷消防庁舎敷地内、杖突峠、富士見町役場屋上へ設置いたしましたものでございます。

6行目の高機能消防指令施設は、新岡谷消防署庁舎内に新たに整備した施設で、平成27年2月26日、仮運用を開始し、同年3月20日開所式を経て平成27年4月1日より本運用を開始しております。

下から2行目に記載の自動始動発電機は、高機能消防指令センター整備にあわせてまして6署2分署におきまして停電が発生した場合、各所機器の電源確保として未設置の消防署、分署6カ所へ新たに設置したものでございます。

以上、平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

竹村安弘議長 ここで、監査委員から平成26年度決算の監査結果の報告を受けます。北原監査委員。

北原國男監査委員 それでは、私のほうから監査の結果を御報告申し上げます。

去る8月の25日、小松一平監査委員とともに平成26年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、監査を実施いたしました。会計管理者及び関係部署の職員の出席を求めまして、監査を行わせていただきました。

監査の結果につきましては、決算審査意見書としてお手元にお配りしてございますのでごらんいただきたいと思います。一般会計及び四つの特別会計につきまして、関係法令の準拠性、決算に計上された金額の正確性、予算執行の適正性及び財産運用の妥当性等を中心に関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査させていただきました。

いずれも正確適正に処理されていることを認めましたので、ここに御報告させていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

竹村安弘議長 これより、議案第18号について質疑を行います。

議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより、認定第1号から認定第5号の5議案について順次質疑を行います。

まず、認定第1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。加々見議員。

5番加々見保樹議員 5番、加々見保樹です。一般会計について、この成果説明書でちょっと聞き

たいことがありますので、2点ありますのでお願いします。

まず、3ページの雑入の部分でありますけれども、これの恋月荘派遣職員人件費負担分5,105万1,000円余という、これは広域連合の職員を恋月荘へ派遣して、その人件費を広域連合で一旦支払った分を厚生連から戻し入れた分だというふうに思いますが、多分この中には報酬プラス法定福利費の事業主負担分、公務員で言えば共済組合費ですか、がこれに含まれているというふうに思います。それで、その戻し入れた分の実際に支払った分でありますけれども、これは10ページ、11ページの福祉連携費、これは昨年の決算書には載っておりませんので、ことしの決算書にこの福祉連携費というのが載っておりますので、多分これが恋月荘の派遣分だというふうに理解をいたします。

それで、ここで支払われている分が給与が12人分で3,289万8,000円余、それから手当が1,716万円で、合計5,005万8,000円ということで、これに法定福利費、共済組合費ですけれども、これが大体報酬額の20%くらいかかってきますので、そうしますと1,000万ということで、ここの職員共済組合費1,104万4,000円、これがそうなのかなと思ひまして、これを5,000万に足しますと6,100万くらいになるということで、この雑入の5,100万からはるかに乖離しているわけであります。私の勘違いかもしれませんが、この辺についてひとつ御質問いたします。

それからもう1点はですね、15ページの病院群輪番制の事業の実績等でありますけれども、この表では各輪番病院の取り扱い患者数、年間の患者数が載っているわけでありますけれども、この中の諏訪赤十字病院でありますけれども、1年間に取り扱い患者が合計4,840名、これに対してその他が4,554ということで、4,840のほとんどをこのその他で占めているわけありますけれども、内科、小児科、外科、整形外科、脳外以外にどんな診療科へこの4,554名がかかったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上、2点です。よろしくお願いします。

竹村安弘議長 企画総務課長。

橋爪誠企画総務課長 会計の乖離の部分でございますが、議員さん御指摘のとおりでございます、厚生連のほうに派遣する職員につきましては、厚生連のほうで負担をいただいております、その人件費、給与費分、それから共済費等を広域連合のほうにいただいております。共済費につきましては個人負担分とか、あと事業者負担分、市町村で持つ分、広域連合になります、がでございます。そういう部分で差が出てまいりますので、1,000万くらい出るというところでございます。

それからもう1点、病院群輪番制の人数、その他の部分でございますが、これにつきましては病院さんのほうでいろいろ診療の内容で項目が分類がその他というような分類をされる場合がございます。特に救急外来で搬入されたような方をその他というふうに分類される場合がございますので、こちらのほうにそんな内容で項目を立てて入れている部分でございます。

以上でございます。

竹村安弘議長 加々見保樹議員。

5 番加々見保樹議員 それじゃ、人件費のほうは何となくわかりましたので、この輪番のこの実績ですけれども、これは昨年の実績でもですね、諏訪赤十字病院は内科が7名で、それからその他が4、452ということで、これもその他が合計の九十何%も占めているということで、普通救急へかかる場合は、これよその病院も見てもらえばわかるんですが、大体は内科が一番多いと思うんですね。風邪を引いたとか熱が出たとか頭が痛いとか。それがその去年は7名、ことしは3名ですか。これはちょっと余りにもですね、報告として私は不誠実ではないかなというふうに思っております。以前はこの輪番制については県からも補助金が出ておりまして、県の指導あるいは監査等があったかと思えますけれども、今は広域のみで補助金を出しているということでもありますので、やはりこの辺はですね、この実績報告というのは大事なことだと思いますので、広域のほうで指導あるいは監査等をきちんとするべきではないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

竹村安弘議長 企画総務課長。

橋爪誠企画総務課長 その他の数字の関係でございますが、今年度ふえているという部分が日赤、具体的に申し上げますと日赤さんのほうの統計の関係でその他がふえているという状況でございます。その辺につきましては、6病院のほうとまたいろいろ話をしている部分がございますので、そんなことでよろしくお願いいたします。

竹村安弘議長 ほかにございませんか。望月議員。

8 番望月克治議員 成果説明書でちょっとお聞きます。まず12ページの民生費の高齢者福祉費のこの負担金補助及び交付金のところの枠のところなんですけれども、利用者負担減免ということで18法人等と66人となっています。これが昨年度、おとしと比べると、減免認定者数はじゅんじゅんと減ってきているんですけれども、法人数がですね、去年は20、おとしが17とかなりこう波があるんですね。今、介護報酬とかの変更で介護の法人が倒産するというか閉鎖するところがかかなり出ているというお話は伝わるんですけれども、そういった関係があるのか。広域、県内ではどういう状況なのかというのが1点お聞きしたいところ。

もう1点は小児救急、15ページですね、15ページの今、加々見議員からもお話があった病院診療科目でいきますと、小児科が昨年よりもふえていて、その下の小児夜間急病センター、この次のページの16ページのこの表を見ると、夜間救急の利用者が減っているんですね。夜間小児救急が減って日赤の小児科がふえているというのは、そっちに行っちゃっているという現状があるのか、どういう分析をしているのか。考えて研究があるなら教えてください。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 それでは、最初の社会福祉法人の数についての御質問でございます。12ページの高齢者福祉の関係であります。この増減につきましては、この社会福祉法人等の減免事業の関係については、社会福祉法人がふえたり減ったりということもありますし、その法人がその年度、この事業に取り組むかどうかということで数字が変わってまいります。数字が減った中にはちょうど事業を廃止しました諏訪広域連合とかが数字に入っていると、そこは減というふうになりますし、あとは地域密着にかかわる社会福祉法人ができますときには数がふえるというような状

況で毎年増減がわずかずつではありますが、出ているというのが現状であります。

以上です。

竹村安弘議長 企画総務課長。

橋爪誠企画総務課長 小児の患者数の関係でございますが、日赤さんのほうはふえているということ、それから小児夜間急病センターの患者数が減っているという御質問でございますが、日赤さんのほうはことしの4月から時間外選定療養費というものを取り入れてございます。まだ始まって半年程度なんですけれども、お話を伺っていますと救急車、救急の外来の患者さんは減っているという状況にあるというお話をお聞きをしております。

それから小児夜間急病センターの関係ですが、減少しているという傾向は続いておりますが、日赤さんのほうの比較は単純にできないものがございまして、日赤さんの救急外来24時間体制でございます。小児夜間のほうは7時から9時までの2時間というところで、365日どちらもやっちはいるんですけれども、そういう部分で単純な比較ができないということが1点ございます。小児夜間急病センターの患者数は減少傾向ではございますけれども、昨年度と比較をしても十数名程度の差でございますので、まあまあ現状維持はしているのかなというところでございます。

以上です。

竹村安弘議長 望月克治議員。

8番望月克治議員 小児のほうはそうかなと思います。高齢者福祉のほうなんですけれども、もう1点だけお答えいただいていたのが、法人数がね、介護保険制度にかかわる施設が今倒産というか、そういう閉鎖するところがことし確か過去最高の閉鎖数、全国でね、だったと思うんですけれども、そういった影響というのはこの圏域でも出ているのか、皆さん順当に経営をされているのか。その辺がもしつかめているなら。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 今回のその社会福祉法人の関係では、倒産をしている事業所様はございません。この事業に取り組むかどうかの選択の中で数が変わっているということでもあります。

またもう1点、その他の事業所約450近く圏域内に事業所さんおいでになるわけなんですけれども、倒産の形をとっているのか、事業を廃止している事業者さんもおいでになりますので、具体的な数については承知をしておりますが、県のほうから事業所の新たな指定、また廃止、休止の関係の情報が来ますが、その中を見ますと大きくその御質問いただいた、ここで倒産が頻繁に起こっているんじゃないか、そんな状況は諏訪圏域の中では感じていないところであります。

以上です。

竹村安弘議長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。失礼。望月克治議員。

8番望月克治議員 成果説明書の30ページ、これ昨年も感じたんですけども、この入所者、新しく入って入所する方に関してなんですけれども、圏域外の方がふえているんですよね、ここのところじゅんじゅんと。それ何かこう理由があるのか。東京とか諏訪圏域以外から多く入られていると思うんですが、こちらから呼びかけているわけではないと思うんですけども、何かそういう理由があって圏域外からの方がふえているのかどうか。そこをちょっとお聞かせください。

竹村安弘議長 八ヶ岳寮寮長。

田村茂正八ヶ岳寮寮長 それではお答えいたします。八ヶ岳寮の定員は134名ということでありまして、その欠員が出た場合には基本的には欠員が出た福祉事務所から該当者がいれば入寮をお願いしております。そのときにたまたま福祉事務所のほうに該当者がいない場合におきましては、圏域の福祉事務所に該当者がいるか確認をとっていきます。いない場合には、圏域以外の福祉事務所のほうにお願いをしまして該当者を探しているということで、タイミング的なものがあるために、たまたま圏域外の方が入所されておるというふうな状況であります。

以上であります。

竹村安弘議長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。今井秀実議員。

12番今井秀実議員 12番、今井秀実です。1点だけ、特養待機者の数と、それからその施設整備が当初の計画と比べてどうであったかという部分についてお伺いしたいと思います。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 それでは、最初に特養の待機者の状況であります。直近の9月の時点でありますが、506名ということで、ここで新たに特養が開所したこともありまして減少が待機者のほうは続いていると、そんな状況でございます。

また、施設整備につきましては第5期の事業計画で予定しました特養の関係、また老健、グループホーム、あと特定施設、小規模多機能については、一部第6期のほうに持ち越しをした分を除きまして整備のほうは終了しているということであります。

以上です。

竹村安弘議長 今井秀実議員。

12番今井秀実議員 特養待機者ですが、今年度の9月ということで今答えていただきましたが、制度改正があつての、今年度で答えていただくと制度改正があつての数字だと思いますが、昨年度の決算との関係で3月末とかそんなような、この決算本体で捉えた時点での特養待機者数はどうでしょうか。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 3月末には800人を若干超えていた待機者数でありましたが、4月1日には500台に落ちました。御存じのように要介護1・2の方が4月には抜けたということで、約270人ほどの方が待機者から4月1日で待機者から減少したと、そんな状況であります。

竹村安弘議長 今井秀実議員。

12番今井秀実議員 待機者800人程度だったということで確認できたんですが、きょうの恋月荘の議論、全協での恋月荘での議論でもちょっとさせていただいたんですが、特養というのは全体として個室ユニット化というふうにする。その裏返しとして低所得の方が入れる特養というような部分のベッド数というか、数が限られているという問題が昨年度の介護保険全体の流れの中ではあったらと思うんですが、その辺をどんなふうに見ているかお聞きできればと思います。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 それでは特養の待機をしている方々の内容になろうかと思います。

まず、5期末で整備が多床室とユニットがちょうど半々くらいの整備数になっております。5期末で整備ができて入所をされている数については、996というのが26年度末の数字になります。そんな中で今の多床室が500床、あとユニットが496床ということで、ちょうど半々の比率が5期末ということになります。

そんな中で待機をされている方の状況を見ますと、多床室だけしか希望していない方というのが先ほどの人数の中にはおいでになりますが、その割合が現在9月で希望者を見てみますと、198名ほどがその中の多床室のみを希望している。あとはユニットを希望する方と、どちらでもいいよという方もおいでになります。その中でいきますと約4割、待機者の4割がこの多床室を希望しているということでありまして、ユニットと多床室のバランスを考えますと、ユニットを希望している方のほうがやはり多いわけでありまして、その中で今半々という状況ですので、低所得者の方については特養には入りやすい状況が圏域ではあるのかなと、そんなふうに考えています。

以上です。

竹村安弘議長 ほかによろしいですか。望月克治議員。

8番望月克治議員 まず43ページのですね、介護認定審査会のところの2次判定での変更率と絡めてなんですけれども、47ページの認定者総数のこの表なんですけれども、要介護度です、3、4、5で昨年、おとしからこの決算まででふえているのが44名で、要支援1・2、そして要介護1・2を足した人数でふえているのが133名と。要介護度の低い人ほどふえているんですね。この変更率を見ても、要介護度は重くなった人のほうが多いんですが、軽くなった人も昨年から、前年度から比べるとふえているということで、何かこう認定のほうが厳しくなったりとか、そういった現象があるのか。今までと変わらないけれども、ただ単に自然現象で高齢者が、高齢者の仲間入りをした人がふえたので軽い人がふえているのか、そういうところがもしわかれれば教えてください。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 認定審査の関係での御質問であります。新規の申請の方、かなりふえてまいっております。その方についてはやはり要支援１・２に分類される方が非常に多いというのが一つございます。

そんな中で、御質問のありました基準が変更になっているのかという部分は、現在認定に関する基準は変更になっておりませんので、一人一人の判定の中でその人が第１次判定よりももう少し手間があるのかなのか、そういうものを個々で判断した結果がこの数字になっておりますので、特にその基準によって変更が変わった、そういうことはないと考えております。

以上です。

竹村安弘議長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第４号 平成２６年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第５号 平成２６年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、認定第１号のうち所管部分及び認定第４号、認定第５号を。

福祉環境委員会に、議案第１８号、認定第１号のうち所管部分及び認定第２号、認定第３号をそれぞれ付託いたします。

竹村安弘議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

竹村安弘議長 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 ３時３０分

平成27年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

平成27年10月7日（水）

午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 3 認定第 1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 2号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 3号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 4号 平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 5号 平成26年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問	ページ	ページ	
1番 望月克治…	33	2番 井上登…	39
3番 今井秀実…	45		

日程第 2～日程第 7

議案第18号から認定第5号まで6件一括議題

認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び5号 総務消防委員長報告

議案第18号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員長報告

議案第18号から認定第5号まで6件各質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員（21名）

議 席

1番 中村奎司

4番 織田昭雄

6番 伊藤玲子

議 席

3番 小池忠弘

5番 加々見保樹

7番 樋口敏之

8番	望 月 克 治	9番	小 池 賢 保
10番	小 松 一 平	11番	竹 村 安 弘
12番	今 井 秀 実	13番	遠 藤 真 弓
14番	八 木 敏 郎	15番	浜 幸 平
16番	小 池 和 男	17番	小 平 雅 彦
18番	井 上 登	19番	近 藤 一 美
20番	宮 下 和 昭	21番	吉 澤 美樹郎
22番	奥 野 清		

○欠席議員（1名）

2番 河 西 猛

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆ か り | 副 広 域 連 合 長 | 今 井 竜 五 |
| 副 広 域 連 合 長 | 柳 平 千 代 一 | 副 広 域 連 合 長 | 青 木 悟   |
| 副 広 域 連 合 長 | 小 林 一 彦   | 副 広 域 連 合 長 | 五 味 武 雄 |
| 監 査 委 員     | 北 原 國 男   | 事 務 局 長     | 宮 坂 茂 樹 |
| 会 計 管 理 者   | 湯 沢 広 充   | 企 画 総 務 課 長 | 橋 爪 誠   |
| 情 報 政 策 課 長 | 永 田 賢 二   | 介 護 保 険 課 長 | 原 田 初 秋 |
| 八ヶ岳 寮 寮 長   | 田 村 茂 正   | 消 防 長       | 佐 久 卓   |
| 消防次長兼総務課長   | 宮 澤 清 人   | 岡谷市広域担当課長   | 山 岸 徹   |
| 諏訪市広域担当課長   | 木 島 清 彦   | 茅野市広域担当課長   | 小 池 徹   |
| 下諏訪町広域担当課長  | 山 田 英 明   | 富士見町広域担当課長  | 植 松 佳 光 |
| 原村広域担当課長    | 折 井 為 彦   |             |         |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長	松 崎 寛	企画総務課総務係長	国 枝 准 也
書 記	武 居 靖 彦		

~~~~~

平成27年10月7日（水）

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前10時00分

閉会 午後 0時02分

（傍聴者 1名）

開 議 午前10時00分

**竹村安弘議長** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに前に先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は21人であります。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**竹村安弘議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。望月克治議員。

**8番望月克治議員** それでは、日本共産党の望月克治です。一般質問をさせていただきます。

広域連合の構成自治体の消防が4月から完全広域化されました。現状をお聞きし、何か問題はな  
いか、今後の課題などがあるかを質問します。

1、広域化の目的は達成されたのかをお聞きします。消防広域化の目的は経費の削減、節減、事務の効率化、出動体制の強化などが挙げられていました。一元化に向けてはさまざまな角度から議論がなされてきたはずですが、議論してきたことは生かされていますか。また、現場職員の声、市民からは何か意見が寄せられていますか。意見が上がっているならば、それら意見に対してどのように対応していますか。4月から半年間実際に動いた結果をどのように分析しているか、お聞かせください。

2、広域化での消防及び救急の出動体制についてお聞きします。一つの災害に複数の消防署から消防車両が出動する手順になっていますが、出動中に2次、3次と複数の災害が同時期に発生した場合、どのような対応となりますか。ある一つの署で全ての消防車両が出動してしまった場合、バックアップはどうなりますか。特に出動区域が広がった署や、災害現場から遠くの署から出動した場合、帰り着くまでの間に出動命令が入り、また消防車が出動し、消防車両が不在になる時間が多くなることも予想できますが、検討はされていますか。現状で何か問題は起きていませんか。

3、6月26日の諏訪市小和田での火災時の出動体制と、職員への情報伝達についてお聞きしま

す。この火災では通常よりも多くの消防車両が出動したと聞いていますが、そこで一つ疑問になったのでお聞きします。一つの消防署で当直職員が全て出動した後、消防署に消防車両が残っているのでしょうか。それぞれの署には予備の消防力はありますか。あるとすれば、どのように運用するのでしょうか。

あわせて、当直職員以外の職員には火災の情報がどのように、どの範囲まで連絡が行くようになっていきますか。小和田での火災時には当直以外の職員は招集されたのでしょうか。現有の消防力を100%活用するために、どのような体制をとっているかお聞かせください。

**竹村安弘議長** 連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 望月議員の御質問にお答え申し上げます。本年4月から諏訪広域消防はこれまでの諏訪南方式、いわゆる自賄い方式を解消し、諏訪圏域のあらゆる災害に諏訪広域消防全体で対応する強固な組織力を構築するために組織及び業務を一元化し、文字どおり真の広域消防体制としてスタートいたしました。新体制の運用から半年間、各市町村の消防団の皆さんと連携し圏域住民の安心・安全の確保に努めております。

一元化以降後の消防体制について御質問をいただきましたので、詳細については消防長から御答弁をさせていただきますのでお願いいたします。

**竹村安弘議長** 消防長。

**佐久卓消防長** おはようございます。それでは私から望月克治議員さんの質問に順次お答えをさせていただきます。

4月から広域消防に完全移行した後の体制について問題はないかについての、1、消防一元化後、半年間の状況と課題、また一元化協議の結果から広域化の目的は達成できたかについてでございます。

まず、消防一元化の効果につきましては、広域消防一元化実施計画の中で示されました初動体制の強化、効果的な部隊運用、業務の効率化と充実、構成市町村の財政負担の軽減などが挙げられております。これらにつきましては、本年4月から運用を開始いたしました消防指令センターからの的確な出動指令及び災害や部隊活動の情報管理、また同じく消防一元化にあわせ新たに設置いたしました指揮隊の運用による現場での指揮命令系統の一本化、またこれまで各署において執行しておりました事務の一部を残して消防本部に集約したことによる業務の効率化及び専門化等、消防一元化の効果は十分に発揮されていると考えております。

消防一元化にかかわる協議及び課題についてでございますが、消防体制の真の一元化に際しましては、広域連合6市町村担当部局及び諏訪広域消防で構成する検討組織を立ち上げ、積極的な議論をしてまいりました。協議の主体につきましては、平成24年1月に発足いたしました諏訪広域消防一元化実行委員会において行われましたが、より具体的な協議を行う場として設置いたしました企画調整部会、総務部会、財政部会、消防部会の四つの部会において、一元化後の方向性、職員の身分、予算執行、出動体制及び消防力の強化等について多方面から詳細にわたる協議を行い、平成25年8月、諏訪広域消防一元化実施計画を策定し、この計画をもとに消防体制をスムーズに移行

するための協議が継続的に行われ、本年４月、新体制の運用を開始いたしました。

平成１１年に発足した広域消防の組織体制を一新する今回の消防一元化でございますので、これまでの協議の過程においてはさまざまな問題がございましたが、一つ一つ丁寧に議論し、新体制移行後の半年間、特段大きな問題もなく消防業務を遂行できていると考えております。引き続き圏域住民の安全と安心な生活を守るため、現在の体制につきまして四半期ごと現場の職員から課題を抽出し、消防本部及び管内６消防署の消防署長で組織する諏訪広域消防一元化検証委員会を設置し、抽出された課題を継続的に検証してまいります。また、本検証委員会におきましては、今後圏域住民の皆様方からの意見を積極的に吸い上げ、住民サービスの向上と消防力の強化を重点に随時検証してまいります。

続きまして、２、広域化での消防及び救急の出動体制についてでございます。災害出動につきましては消防指令センターにおいて管内全ての１１９番を受け付け、災害発生場所、災害種別、災害規模に応じて自動的に出動隊を編成し、それぞれの部隊に出動指令を出しております。一元化に伴い各市町村の管轄区域という概念はなく、管内全ての消防署が諏訪地域を管轄することになりますので、管内で発生した災害は諏訪広域消防全体で対応しております。出動の体制につきましては、災害発生場所に一番近い消防署から市町村の枠を越え消防車両が出動する直近出動を原則とし、出動計画に基づき災害種別ごとに出動車両の優先順位を定め、必要な部隊を必要数現場に投入しております。

例えば、通常の火災の場合、消火隊３隊、指揮隊１隊、救助隊１隊、救急隊１隊の合計６隊の消防隊が複数の消防署から集結し、現場活動を行います。また救急出動に際しましては、一般の救急のほかに交通事故による救急要請の場合は救急隊に加え事故車両からの燃料漏れに伴う２次災害の防止及び救急隊員の安全確保のため、現場に即した消防隊１隊も同時に出動する体制をとっております。消防車両が出動中、同一区域内で別の災害が発生し、該当の消防署から出動することができない場合は、他の消防署の中で一番近い消防署から消防車両が出動することになります。

また、管内で複数の災害が発生し、長時間にわたり一つの消防署に消防車両が存在しない状態が予測される場合には、他の消防署から消防車両を緊急配備するバックアップ体制をとることとしております。いずれにいたしましても、初動体制の強化とバックアップ体制の確保を諏訪広域消防全体で図り、管内の災害に対応しております。

続きまして、３、６月２６日に発生いたしました諏訪市小和田での火災時の出動体制、情報の伝達はどうかとされ、どの範囲まで伝わったかについてでございます。まず、本火災の概要でございますが、発生は平成２７年６月２６日金曜日午後６時４６分でございます。罹災棟数は住宅の全焼が７棟、蔵の全焼が２棟、蔵の半焼が１棟、住宅の一部焼損が５棟、その他住宅の一部水損が１棟となっております。罹災世帯は１３世帯、３６名でございました。焼損面積は全て合わせまして１，１９５．５平方メートルでございます。

当日の消防隊の出動の状況でございますが、第１出動として諏訪消防署から消火隊２隊、岡谷消防署から指揮隊１隊、救助隊１隊、計２隊、茅野消防署西部分署から消火隊１隊、下諏訪消防署か

ら救急隊1隊の6隊21名が出動いたしました。その後、逃げおくれ情報及び火災の延焼拡大により、現場指揮隊からの要請で特命出動として岡谷消防署から救急隊1隊、下諏訪消防署から救急隊1隊、茅野消防署から消火隊2隊が出動し、合わせて10隊35名の隊員が出動しました。また、広域消防本部からは指揮隊1隊が調査隊として出動しております。消防団につきましては、諏訪市消防団全分団から消防車15台、団員315名の出動をいただき、連携、協力のもと延焼拡大を防ぎました。

また休日職員への情報伝達につきましては、管内の火災情報は消防指令センターから送信されるEメール指令によって全消防職員に情報を伝達しております。職員は各自の携帯電話、スマートフォンのメールアドレスを登録し、火災種別、発生場所の文字情報とともに、発生地点の地図情報を受け取る体制となっております。休日、職員の非常招集につきましては、諏訪広域消防職員非常招集要綱に基づき実施しておりますが、本火災においては岡谷消防署で10名、諏訪消防署で8名、下諏訪消防署においては3名の休日職員をそれぞれ非常招集し、管内待機させたところでございます。

さきにお答えしましたとおり、管内の災害は諏訪広域消防全体で対応することから、通常の災害において一つの消防署から職員全員が災害出動した後、消防署に消防車両が残っていても直近の消防署にてバックアップ体制を確保していることから、その消防車両を運用するための非常招集を行わないことを基本としておりますが、災害の種別や規模に応じて休日職員を非常招集するなどして、現有している消防力を100%活用できる体制を整えております。

以上でございます。

**竹村安弘議長** 望月克治議員。

**8番望月克治議員** いろいろと細かく教えていただいて助かります。前もって資料もいただいているんですけども、岡谷、諏訪、茅野、茅野西部、茅野北部、下諏訪、富士見、原の各署にはそれぞれ消防ポンプは岡谷が3台、諏訪、茅野、茅野西部がそれぞれ2台、茅野北部、下諏訪、富士見、原はそれぞれ1台ポンプ車を有しているわけですね。職員配置から見ると、それぞれに1隊ずつ出たとき、余力が1台ずつありますね。今お答えいただいた中では、その残っている消防力は使うということはよほどのことがないとないと。近くのほかの出ていない署から向かっていくということでしたが、小和田のときにはそういった体制がとられたということですね。

一つ疑問なんですけれども、火災の際、消防車ですね、ポンプ車を運用するには何人の消防隊員が必要なのか。救急車両ですね、これは何人で1台を運用するのか。火災で救急も消防も必要となるということがあると思います。同時出動というのは可能なのでしょうか。また、ポンプ車に関しては当直が非番の人にも連絡が入って招集、待機してもらうということなんですが、今のお話だとメールで火災の種別、災害の種別ですね、火事なのか交通事故なのかというそういう種別と、あと地図情報と出動がわかるということですが、その後のどれだけの規模で自分の署からどれだけの者が出ていて、あとどのくらいの余力がそこにあって、それが必要になるのかということ、それからその必要になるとしたら、今お答えいただいた非番の方に連絡をして上がってもらうということ

ですが、そういった判断もみんな岡谷の通信指令室でするのかということですね。そこから連絡をするのか。本来であれば、やはりそれぞれの署長が余力をね、持って考えるので署長にそういった細かい連絡が行くのか行かないのか。署長に対しても同じ情報だけなのかということをお教えください。

それからですね、ちょっと質問が違うものになりますが、消防団との連携についてですね、各自自治体の条例、広域の規約を変更しましたよね。その後の連携はうまくいっているのかということをお聞かせください。小和田の火災のときには消火栓の位置やそういったことで非常に消防団と連携がうまくとれてスムーズに行えたということですが、そういういい教訓を全体として共有していくという努力はなされているのかということをお聞きます。

また、住民から防災ですとか救命の講習がありますよね。今まではそれぞれの自治体で消防署だったので、連絡をとって講習の後に消防署の方に来ていただくということがしやすかったと。最近ちょっと聞くのは、広域になったらちょっとそういうのが連携がうまくいっていないようなお話を聞くことがあるので、その辺は変わりがないのか、うまくいっているのかお聞かせください。

もう一つ初期消火、火災に関してはね、初期消火が重要だというふうに聞いているんですけども、地域によっては消火栓が遠かったり水利がうまくすぐに使えなかったりということも考えられるわけですね。そういったときに水槽付ポンプ車というのは非常に有利だと思うんですけども、この1.8トンから1.5トンまでの水槽付ポンプ車を持っているんですけども、それぞれのくらの消火力があるのか、それで初期消火が間に合うのかというようなことをお聞かせいただけますでしょうか。

**竹村安弘議長** 消防長。

**佐久卓消防長** ただいま数点の御質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

まず今回の諏訪広域消防一元化によりまして、消防の体制でございますけれども、もし火災がございましたときに消防隊は消防車両に4名搭乗してまいります。また救急の場合にありましては3名が搭乗して現場に出動するという状況でございます。また、特に現場等におきましてその火災の規模または救急の現場での対応等につきましては、その都度必要な隊を通信指令室で常に把握をしております、その出動の体制に対しまして特命の出動をかけると、特別な命令をかけるという形になります。

さきにお答えさせていただきましたが、火災の場合にありましては、6隊が必ず現場に出動する体制をとっております。その内容等に合わせまして、火災の規模が大きく、今回の小和田でございますけれども、火災の規模が大きくなればなるほど消防隊をそこに必要数、現場の指揮隊によりまして対応させていただくわけでございますけれども、その都度消防の指令センターから把握しております消防の車両を出動させて対応していくと、そういう形をとっております。

それからもう一つでございますけれども、消防団との連携の関係でございますけれども、今回、消防の一元化にあわせまして、消防団の方々に対しましては一元化に対する消防の体制等々のしつかりとした説明をさせていただきました。その中で説明不足の部分もございましたけれども、消防



団の方々に対しましては同じく出動の指令にありましては消防の指令センターから常に情報のメール、それから団長さん方には直接電話での連絡、それをとっております。そういった関係で、現場での対応につきましては即座に同じ内容が職員と同じ形で消防団の方々に連絡が行くという体制もっております。ですので、どこどこで火災が発生している、どこどこで火災で消防団の方々が必要かということ、消防団の方々はあくまでも各市町村の中での対応となるわけでございますけれども、例えば諏訪市で火災があった場合には、諏訪市消防団が出動していただきます。また、茅野市で火災がありましたら、茅野市消防団が出動していただきます。そういった形で常に連携をとる中で現場の指揮隊とですね、消防団の方々の消防団長さんもお見えになれるんですけれども、そういった方々と現場での打ち合わせをする中で必要数の消防団の方々の出動もいただいているという状況でございます。

それから現場へ向かいまして、特に消防の水利とかそういった部分がどのような形であるかという部分もでございますけれども、常に消防隊はこれは基本でございますけれども、水利については絶対必要とされる部分、また遠くであったにしてもできるだけ現場に近い部分をまず指令の中で第1出動隊については消防の水利、消火栓等の場所をまず把握することが一番の鉄則になっております。そうした場所をまた示すことも可能となっております、常に指令センターから配信される地図情報、そちらの中に火災の現場であれ、また消火栓または水利等が示された場所を明らかに示す中で現場の対応をしていただくという形になっております。

2次・3次隊という形で増隊の部分であくまでもその消火隊については、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、地図情報によりまして必ず水利の場所、そちらを示した地図が常に車の中にも、画面にも映っておりますので、そういった形で対応ができるという形になっております。

以上でございます。

**竹村安弘議長** 望月克治議員。

**8番望月克治議員** 一つ気になるのがですね、今までは市と各自治体と消防団なので顔が知れていたわけですね。今回から広域になったので、その自治体の今、消防長がおっしゃったように消防署に行くわけではないので、消防団の人の顔がわからないと、行って消防団の人は大勢いるんですけれども、やっぱり消防団は団長さんの指示で動きますので、団長さんとお話をしないと話がすぐ素直に通らないですね。その団長さんを自治体の消防隊が行けばわかりますけれども、そうじゃない人はわからない。そうすると連絡がうまくとれないような場合もあるかと思うんですけれども、その辺はどのようにされているのか。

そこはかなり大事なところだと思うので、そこをお聞かせいただきたいのが1点と、あと水槽付ポンプ車の容量の消火力がご答えいただけなかったんですが、1.8トンとかそういうことなのでそれなりのものしかないと思うんですが、東日本大震災のときにも全国にポンプ車じゃなくて給水車の要請がありましたよね、出してくれないかと。給水車があると水利がなかったり水が雨で川がかれているようなときでも水槽付ポンプ車プラスアルファの力を出せて、初期消火に役立つと思うんですね。災害のときにも大変役立ちます。そういった意味で、給水車ってそんなに高くないの

で、ポンプ車とかみたいに高くないので、割と整えやすいかなと思うので、消防力を上げる、初期消火に対応するという面では有効なのではないかと思うんですけども、そういったものの装備などは考えているか。以上をお答えいただければと思います。

**竹村安弘議長** 消防長。

**佐久卓消防長** 大変失礼いたしました。さきのポンプ車の性能でございますけれども、1分間に2トンの放水能力が備わっております。現在使っております諏訪広域消防のタンク車にありましては6署2分署8カ所にタンク車を配備しております。そういった形で初期消火には最も適した車両ということで、現場に向かいまして、1線が出した場合にありましてはその4分の1の能力があります。ですので、初期消火については十分な対応ができるという形をとっております。

また、そこにペア出動というわけではございませんけれども、ポンプ車が早くに同時に出動いたしましてタンク車に給水をする、補給をするという形をとっておりますので、そういった形で災害での対応に備えているという状況でございます。ですので、現場へ行って1線、まず出動車両から出しまして、その後、後続隊が来ましたらその水槽を持っているタンク車から水が4線出すことも、4本ですね、4カ所からホースを延ばしまして水を出すことができるという状況になっております。

それから消防団との連携の関係でございますけれども、特に今回、諏訪広域消防一元化に伴いまして職員の異動等も計画的にさせていただきました。その中でできる限り地元率を残すということで、70%近い職員が地元に残っているという状況でございます。それで必ずそこにおります当直の責任者であります係長さん方にありましては、地元の係長さんが必ず残っておりますので、そういった形での見える化という部分の中では対応ができていけるのかなというふうに考えてもおります。また、現場等にありましては、特に団長さん方と指揮隊との中では、例えば指揮隊は3隊用意しているわけでありまして、岡谷消防署、それから茅野消防署、それから諏訪消防署に指揮隊が3隊ございます。そして特に下諏訪町さんへ行きますと、当然のごとく顔の見えない形での対応という部分もございますけれども、必ずしもその団長さん方とは、またいろいろ連携をとる中でその現場で対応する形をしっかりと指揮隊のほうでも勉強させていただきまして対応させていただいておりますので、特に顔が知れ得ない部分もございますけれども、そういった部分では現場でのその消火する部分にありましてはきちとした場所についていただいて、または後方の支援等をお願いするという形をとっておりますので、その辺は特に問題ないかというふうに感じている次第でございます。

それから給水車の関係でございますけれども、今後は十分検討させていただきまして、特に山林等にありましては必要かという部分もございますけれども、今後十分検討させていただきまして対応させていただきます。

**竹村安弘議長** 時間でございます。時間がございません、これで終わりにいたします。

次に、井上登議員の質問を許します。井上登議員。

**18番井上登議員** 皆さん、こんにちは。諏訪市議の井上でございます。よろしくお願いします。



本日は、介護保険の改定について質問をいたしたいと思います。

安倍首相が最近持ち出した経済政策、新三本の矢の目玉として、介護離職ゼロを掲げたということに対して、不信と戸惑いの声が上がっているのではないかというふうに思います。確かに親の介護のため仕事をやめざるを得ないなどの介護離職は、解決が急がれる深刻な問題であります。しかし、政府が実際にやっている政策は負担増や給付減で公的介護の利用を妨げ、家族にばかり介護の苦慮を強いる制度改悪の連続であります。ことし4月から特別養護老人ホームへの新規入所を原則要介護3以上に限定してしまいました。低額で利用できる特養には全国では52万人以上に上る入所待機者がいると言われていました。また、その数は年々増加傾向にあります。そのうち要介護1・2の人は待機者全体の34%を占めているというふうに言われています。これらの人々は制度改悪によって待機者からも除外され、切り捨てられることになりました。在宅での生活が困難になった要介護者の居場所がないという介護難民問題が深刻化してきているというふうに思います。こうした中で、要介護1・2の人を入所申し込みの対象からも排除をすれば、行く当てのない介護難民が大量に発生することになります。

また、ことし8月からこれまで一律1割の利用者負担を合計所得160万円、年金収入にすると280万円以上の人は2割負担に引き上げられました。全国では在宅サービス利用者の15%、施設利用者の5%の人々の負担が一挙に最大2倍の負担増加になります。1割負担でも大きな負担となっているのに、2割となればサービスが必要であつても利用できない事態が引き起こされかねません。同時に高額介護サービス費の負担上限額もこれまでの課税世帯で月3万7,200円が、現役並み所得者がいる世帯は月4万4,400円に引き上げられました。

また、自宅以外で介護を受けようとする居住費、要は部屋代と食費の負担が発生します。介護保険3施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設では、低所得者、非課税世帯には居住費と食費の補助があり自己負担が軽減されていますが、制度改定によって、ことし8月から低所得者の施設利用者の居住費、食費の補助、いわゆる補足給付の対象要件を厳しくしています。世帯分離という形をとっていても、戸籍上夫婦であれば配偶者が住民税課税の場合は対象としない、また低所得者でも預貯金などが一定額あれば対象としないという厳しい内容になっています。補足給付の対象者は全国で100万人以上と言われています。施設入所のほかに在宅生活を続けながらショートステイを利用している人も含まれています。新たな要件に抵触をして、これが打ち切られれば、食費、部屋代が一挙に全額自己負担となり、施設から退所せざるを得なくなる人やショートステイの利用を控える人が続出することになりかねません。

まだ新制度は始まったばかりであります。以上、大きくこの3項目についてまず諏訪広域の現状と今後の動向、対応についてどう考えておられるか伺いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 井上議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、特養の申し込みについて、要介護3以上になった影響についてお答えいたします。平成

27年4月の制度改正により、特養の入所者は原則として要介護3以上の方となり、要介護1・2の方は一定の条件により特例的に入所できる仕組みとなりました。特例的な入所の要件には国が定める四つの基準がありますが、この基準の合否判定は市町村に設置されている入退所検討委員会で行っており、入所申込者の優先順位の判定とともに重要な役割となっております。

諏訪広域では新しい制度に対応するために入所申し込みの書類等を整備し、6市町村間で特例入所が公平かつ公正に実施されるよう定期的に担当者会議を開催して、現場の情報共有を図っております。3月末現在の要介護1・2の待機者は265名おりましたが、これらの方には3月中に担当のケアマネジャーを通じ制度改正の趣旨や特例要件の内容を説明し、再度入所申し込みを促しました。その結果21名の方から再申し込みがあり、13名の方が特例の要件に該当するとして引き続き入所待機者となっております。制度改正以前より、入所優先順位は介護度の重度化により決まる仕組みであることから、要介護1・2の待機者の方は制度改正以前も入所優先順位が低く、要介護4や5の重度の方に比べると待機期間が長くなっておりました。また、特例要件による入所が認められていることもあり、4月以降の状況における深刻な影響の報告は受けておりません。4月以降の要介護1・2の方の状況といたしましては、4月から8月末までの間に入所された方が4名おり、9月1日現在の要介護1・2の待機者は10名となっております。

今回の制度改正の趣旨は、介護度が重く、より入所の必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、特養の機能の重点化を図ることです。真に必要な方に必要なサービスを利用していただけよう、制度改正の趣旨を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

次に、所得による利用料2割負担の影響及び補足給付の削減についてであります。今回の制度改正により給付についての基準が大きく変わり、特に大きな影響のあるものといたしましては、給付の自己負担割合の見直しで一定以上の所得のある方が介護サービスを利用したときの負担割合が1割から2割になりました。また、所得の少ない方を対象とした補足給付につきましても、基準等の見直しにより食費、居住費の負担軽減を受けられる対象者が非課税世帯の中でも特に預貯金などの少ない方に限定されました。

自己負担がふえる、補足給付の対象から外れてしまうなど直接的な影響を受ける方からは、制度改正そのものに対する不満の御意見を多くいただきました。しかしながら、これまで補足給付の受給対象となっておられた方々の資産状況につきまして、改正後の新規準により改めて確認をさせていただきますと、配偶者及び御本人に預貯金等があり、低所得者の方を対象とした給付によらず十分に負担が可能であるケースなども散見され、負担の公平性や永続的かつ安定した制度運営を行う観点から、やはり必要な改正であったのではなかろうかと考えております。一定所得以上の利用者の負担割合が2割となり、対象となられた皆様におかれましては大変な負担増であると理解しておりますが、給付費が年々増加する中、互助的な仕組みを維持しつつ事業の安定的な運営を図るためには、負担が可能な所得段階の皆様にとさらなる御負担をお願いしなければ、事業そのものが立ち行かなくなっているような状況でございます。

広域連合といたしましては、制度改正の趣旨を十分に理解し負担の公平性を確保しつつ、適正な

給付に努め、健全な事業運営を推進していくことで、各種施策が確実に今後の保険料の上昇抑制につながるよう努力してまいりたいと考えております。

竹村安弘議長 井上登議員。

18番井上登議員 ありがとうございます。特養の申し込みに対して深刻な報告は受けていらっしゃるということですが、特別養護老人ホームの待機者の中には自宅で待機している方もいますし、あるいは老健などの施設で待機、待っているという方もおるわけですが、私の聞いた話ではですね、諏訪市内のある老人保健、いわゆる老健ですね、老健施設というところで、特養に入ることを前提に入所をしていたけれども、それまで要介護3というふうに認定されていた方が、この制度が始まる前に介護度2に下げられて、そしてこの制度変更によって特養入所希望を取り下げてくださいという話になったと。そして今いる老健からも退所を迫られているという話があり、またこの施設では20名の方がこの制度改正によって行き場がありませんということを言っているわけですが、一つの施設で20名も行き所を失っているということなんですね。これ諏訪広域全体では一体どういう状況にあるのかということをもっとお聞きしたいということが一つあります。

また、特養の入所が厳しいために諦めてですね、費用はかかるけれども、利用料の高い施設に入所をお願いをしたと。しかしながら、介護利用料が3万7,000円ですが、食費や住居費などがかかりますと言われて、いざ請求が来ると16万くらいの請求が来られてですね、実際にその場合になったらお金が払えなくなってしまったということで、3カ月程度となると60万ぐらいのお金を滞納をしてですね、退所を迫られるというような話も聞いておるわけですが、これらの実態を行政としてつかんでいるのかどうかという点をまず聞きたい。

それから、昨日の質疑の中でも望月議員から出ましたが、介護認定のやり方ですけれども、この質問の仕方には明らかに以前との変化があるというふうに思います。例えばですね、いわゆる念押しというやり方が今行われていると思うんですけれども、家族の答えが曖昧な場合にですね、例えば自分で着がえができますか、トイレに自分の意思で行かれますかという場合に家族が、まあ、行けるは行けるけど、ほとんど失敗してしまいますよというようなことを言いたいんだけど、途中で話を切ってですね、行かれますね、着がえができますねという念押しをされると。こういう質問の仕方は広く行われているというふうに思いますが、これはやはりその要介護3以上の人を減らそうという意図、あるいはそういう指示が上からあったのではないかというふうに感じているところなんです、実態はどうなんだということを改めてお聞きしたいというふうに思います。

また、このようなですね、施設で起きている問題、施設側の感じている問題あるいは利用者側が感じている問題についてですね、きちんと聞き取り調査をして実態を調べておられるかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

また、利用料2割負担の問題ですけれども、これは限度額というものが決まっておりますね、限度額まで、あるいは超えて使っている方は後にそのお金が返ってくる仕組みになっておりまして、つまり多く利用をしている人は2割になっても負担は変わらないんですね。逆にですね、できるだ

け自宅で努力して自分で見ようという方は、少しの利用でやってきたんですが、これが2倍になってしまうという。つまり大変な人ほど大変な目に遭うという状況になるわけなんですね。これはちょっと理不尽ではないかというふうに私は思いますけれども、またその補足給付はですね、今まで世帯分離というような方法を用いて広くやられてきましたね。実際に生活の場が違うわけですから、生活費は2倍かかるわけで大変なわけですが、これを今度同一世帯とみなすような改定になっているんですけれども、これはかなりの影響が出るというふうに私は思っていますが、この影響を受ける方の数や割合について御報告をお願いしたいというふうに思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、今、5点の御質問をいただきました。

最初に、特養の重点化の関係で広域の状況であります。これにつきましては265名ということで連合長のほうから3月末の人数をお答えさせていただきましたが、その皆さんが現在どういう状況になっているかということですが、ことしの6月に出了た給付実績によって調べてみました。老健に入所している方が92人、在宅が52人、グループホームが39、有料老人ホーム等が34、その間に亡くなられた方が10名、あと介護度が重度化して4月以降要介護3以上となった方が54人と、こんな状況であります。

御質問いただきましたように、待機者の中ではやはり老健でお待ちの方が最も多く92人、こんな状況になっております。先ほどお話あったように補足給付等も受けられる介護保険3施設でありますので、お待ちいただくには老健というところが非常に皆さんニーズが高いという状況であるというふうに考えております。また、施設をかえる場合の利用料の高い施設、そこの実態であります。が、広域内の中ですね、制度改正からお話ありましたように半年が経過したわけなんです。が、施設から特に大きな問題等の御相談は連合長お答えしたように聞いてはいないんですが、この調査、聞き取りの部分なんです。が、過日行われました事業者連絡協議会の中でアンケートをさせていただいております。また定期的にあります事業所の運営推進会議や施設連絡会ということで、同業種のサービスを提供する事業者さんの集まりの中で聞き取りをさせていただいてきております。そんな中では、事業所や利用者さんからの総体的に伺えるのは、この改正によって今後どうなっていくんだろうかという不安の部分が多くいただいている状況であります。そこについては改正の内容をきちんと説明をさせていただいてですね、いかなければいけない。そんなふう考えているところでございます。

また、次に介護認定の関係についての御質問でございますが、きのうもお答えをさせていただきましたように介護認定の基準については変更がございません。そんな中で具体的に御質問いただきましたように、この認定調査の段階ですね、具体的な状態を判断していく場合に特にその手間にかかる時間を判断するときですね、できる、一部できる、また介助すればできる、できない、そんなところをきちんと把握しめないと、実際に判定にかかる時間に変化が生じてまいります。またその状況を特記事項としてきちんと把握してくる、そんなことがなお一層必要となっておりますので、具体的にきちんと確認をさせていただく作業は以前からも行ってきましたが、なお一層そこ

はきちんと把握する必要があるんだろうというふうに考えています。

そんな中で、御家族さんとかにですね、ちょっと誤解を与えるような不適切な聞き方みたいなものが仮にあったとすれば、そこは直していかなきゃいけない、そんなふうに考えております。

続いて、4点目の施設の利用者さんや施設からどんな調査、聞き取りを行っているかという御質問でありますが、ここの部分につきましては、先ほどお話ししました事業者連絡協議会のアンケートの関係でありますので、今後も丁寧に説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

続いて、2割負担と補足給付の御質問でありますが、2割負担のほうであります、8月1日現在で要介護認定者が圏域全体で1万4444という数字になっております。そのうち2割の負担割証の発行をさせていただいた方が873人ということで、全国的には1割から1割5分くらいの方が対象ということでありましたが、諏訪広域の中は1割を切っている、そんな数字が実際の数字となっております。まず補足給付に関しましては、8月判定の中で申請をいただいた方が1,378人おいでになりました。そんな中で補足給付の対象外になった方が102人と、そんなところが実績でございます。

以上であります。

**竹村安弘議長** 井上登議員。

**18番井上登議員** ありがとうございます。補足給付に関しては今の調査はですね、預金通帳のコピーを添付して出すというふうになっているわけですが、これからいろいろなマイナンバーとかいろいろ進んできますと、もう少し詳細な調査がなされてですね、もっと数がふえていくというふうに思っておりますけれども、ますます大変になっていく状況、利用者からすればですね、というふうに思っております。

それで今、いろんな調査、実態というものがですね、現実には起きているものと私が数少ないんですけども、施設に直接出向いてお聞きをした、あるいは利用者の方にお聞きをした話とは少し乖離があるのではないかとこのように感じています。やはりですね、これは実態をなるべく正確に把握をして調査をする中で、その対応をしっかり考えていただきたいというふうに思うわけですね。これは負担がどんどんふえていくという問題もありますけれども、さきに冒頭に申し上げました介護にかかる費用が多額であれば、定年退職後なのに再就職をして得られる収入との比較でいけば、やはり離職をして自宅で介護したほうが良いというような選択になっていくというふうに思うんですね。つまり介護離職はふえていくということですから、安倍首相が目指している経済政策に反していくということになってしまうわけであります。

また、利用者の負担もさることながら、施設の経営そのものも危うくなっていくというふうに思います。実際に利用料を滞納している人からの回収というのは非常に困難であります。どのような方向、いろんな裁判をかけるとか何とかといっても、ないものはやはり取れないわけでありまして、またそういう専門のスタッフがいるわけでもございませんので、経営がどんどんと圧迫されていく。いずれにしても、この負担増という問題あるいは経営側の問題などはきちんと調査をしていただきたいというふうに思うわけであります。



また、こういうふうにはですね、高いお金を払ってでも施設に入らなければいけないという状況も一方ではふえていく可能性もあるわけですね。在宅での可能性もありますけれども、負担が多くなってくる、そしてその経営に対して諏訪広域としても独自の何らかの支援策を考える必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでございましょうか。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** 2点御質問をいただきました。

最初の今の現状、実態について詳しく調査をしてというお話であります、うちのほうもできる限りの機会を捉えて事業所さんの内容をお聞きをしてきていますが、まだまだ議員さんおっしゃられるように細かい部分までお聞きできない部分もあろうかと思えます。制度改正から半年ということで、事業所もかなり対応に追われている状況がある中で、今後も広域としましては各種会議の中で具体的な内容、また利用者さんの状況なんかも詳しく調査をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、施設入所に関して広域としての支援策のお話をいただきました。現在でもきのうも御質問いただきましたように、社会福祉法人による生活困難者に対する減免や、諏訪広域ではそれに独自減免制度をもって実施をしてきています。また事業者さん独自で減免の仕組みを持って対応をしていただいている事業者さんもおいでになります。これについては今後も社会福祉法人改革の中で地域貢献として各施設が利用料、また地域での取り組みに積極的に対応していくような方向性が出てまいりましたので、当然その社会福祉法人の皆さんにはぜひそんな取り組みを期待をしたいと考えておりますし、現在の諏訪広域で独自減免の制度については内容につきましてまた検証をしてまいりたい、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

**竹村安弘議長** 以上で、井上登議員の質問を終了いたします。

次に、今井秀実議員の質問を許します。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。介護保険について、通告順に質問いたします。

(1) 介護報酬引き下げの影響と対応です。今回、介護報酬が引き下げられましたが、制度始まって以来の最大級の引き下げの影響は大きいものがあります。各事業所の経営の困難は深刻で、サービスの低下や介護従事者の賃金引き下げ、場合によっては事業の廃止など心配されるところです。実情をどう把握されておられますか。また、広域連合としてどう対応しているか、まず伺いたいと思います。

(2) 介護従事者の処遇改善。介護に従事されている方々は、皆文字どおり献身的に働いておられます。しかし、低賃金、仕事のきつさなどで仕事を続けられないとか、また事業者の立場からは介護職員の補充を適切に行っていくことが困難な状況が続いています。現状、課題をどう捉えているか、また広域としてどう対応しているかお聞きいたします。

(3) 要支援1・2の方への訪問通所サービス。要支援1・2の方への訪問通所サービスについては、これまで介護保険本体の予防給付を受けられていたところですが、今回の制度改定により介

介護保険本体の給付とは別の地域支援事業、新しい総合事業に移行していくことになりました。これまでと同様のサービスが受けられなくなり、その影響は大変大きく心配されるところです。どう捉えておられますか。平成29年4月からは新しい事業に移行していくことが予定されていますが、サービスの低下は最小限にしなければなりません。どう対応するつもりかお伺いをいたします。

(4) 高すぎる介護保険料を引き下げる課題。介護保険は今回、基準額で月額5,000円を超えました。大変大きな負担となっています。保険料が高過ぎるという声が多く聞かれるところです。このまま3年ごとに引き上がっていけば、保険料負担が被保険者の生活を脅かす事態になっていきます。これをとめて保険料を引き下げる方向に進まなければならないと考えますが、いかがか見解をお聞きたいします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 今井議員の御質問にお答えいたします。

最初に、介護報酬引き下げの影響と対応についてお答えいたします。平成27年度の介護報酬改定では、賃金、物価の状況や介護事業者の経営状況等を加味した結果、全体で2.27%のマイナス改定となりました。この全体の改定率には介護職員の処遇改善分プラス1.65%、それと認知症中重度への対応分プラス0.56%が含まれた上でのマイナス2.27%ですので、事業所にとりましては実質マイナス4.48%の大幅な引き下げがなされたことになります。中でもデイサービス、特定施設、特養ではマイナス6%程度、小規模デイ、予防デイに至っては事業継続に影響を与えるほどのマイナス幅となったため、事業所によっては事業の見直しも迫られるほどの厳しい改定内容であったと推察するところであります。

事業所における収益の内部留保なども重要なマイナス改定要因になっていることから、利用者本位の適切な報酬単価に改定されたと見るができる反面、事業所の立場に立ちますと介護人材の確保も困難な中、さらに報酬単価が下がり、経営面での厳しさが増したと感じていることが、事業所へのアンケート調査などでわかりました。報酬単価の低減は利用者の負担軽減に直結するため、歓迎すべき一面もございますが、事業所の安定的な運営や人材確保からの観点から見ますと、手放しでは喜べない状況にあります。

今後はさきに実施いたしました事業所連絡協議会における事業所及び介護従事者へのアンケート結果の分析など、事業所及び従業者からと利用者からの両方の視点から今回の改定の影響を精査し、しかるべき場を通じ、国への提言等の働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、介護従事者の処遇改善についてであります。今後ますます進行する高齢化に伴い、当広域の圏域におきましても事業所の皆様などの声から介護人材の確保についての対応が急務であると認識しております。圏域の介護職員の数を維持し、さらに高まるニーズに対応していくには、介護の現場に新たに入職する方を確保、増加させるとともに、離職を防ぎ介護分野への定着を促進させるために、次の四つの項目が必要となっております。

一つとして、介護業界のイメージアップ、介護職員の社会的認知度、社会的評価の向上。研修の

受講支援やステップアップを促すキャリアパスの確立。三つとして、業務の効率化など職場環境の整備と改善。そして四つ目が処遇の改善であります。この具体的な施策を柱に事業者と行政が役割分担し、積極的に人材確保に取り組んでいく必要があると考えております。

平成27年度から県の第6期介護保険事業支援計画において介護職員の人材確保に関する事項が明記され、今後、医療・介護サービスの提供体制の強化のため、新たな財政支援制度に基づく地域医療介護総合確保基金、これによる各種事業が実施されることとなっております。またこれらの事業にあわせ、報酬全体ではマイナスとなっておりますが、このたびの報酬改定における職員の処遇改善のための上乘せ分などにより、総体的に介護職員の処遇を改善し、労働環境を整備することにより、さらなる人材の確保を図っていく仕組みとなっております。

今後、県を中心に展開されるさまざまな施策を通じ、量的確保のみならず、質的確保やこれらに好循環を生み出す環境整備への取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

次に、要支援1・2の方への訪問通所サービスについてであります。介護予防・日常生活支援総合事業は、地域支援事業において社会資源の活用を図りながら介護予防や配食、見守り等の生活支援サービス等について市町村の創意工夫により総合的なサービスを提供できる事業であります。このたびの制度改正によって、全ての市町村において平成29年4月までの事業の実施が義務づけられております。これにより予防給付である介護予防の訪問通所介護は地域支援事業における新しい総合事業へ移行することとなり、新たな事業の実施に向けたさまざまな仕組みづくりを行う必要があります。移行期間の2カ年につきましては、介護保険条例に移行の開始時期を規定したことにより、これまでの形態での予防給付が保証されております。この期間をしっかりと活用し、着実に準備を進め、予防給付を受けてこられた利用者に対し、これまでの質と量を維持した切れ目のないサービスを提供することを第一に準備を進めてまいりたいと考えております。

また、地域包括ケアの実現の観点からも、住民主体の取り組みを含め効果的で多彩なサービスの提供ができるよう、受け皿となるボランティア団体、NPO、住民組織等の地域資源の開発、育成に各市町村が積極的に取り組む必要があります。広域連合といたしましても、構成市町村に対し先進自治体や国・県の情報を積極的に提供していくとともに、先進地視察の実施等、支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、高すぎる介護保険料を引き下げる課題についてであります。第6期の介護保険事業計画に伴う保険料の改定により、月額基準額は5,350円となり、前期比600円、各段階平均で12.6%の保険料の上昇となりました。今回の改定では広域広報や各市町村広報の活用、関係通知の案内などにより徹底した周知に努めた結果、前回より上昇率が抑制されたこと、保険給付費の上昇と保険料の関係について多くの皆様に御理解いただけるようになったことなどもあり、大きな混乱もなく、新たな保険料に移行することができました。前回より上昇幅が少なくなったとはいえ、年金収入等がふえない中、保険料等の負担ばかりがふえて困るなど、圏域の被保険者の皆様より制度そのものに対する厳しい御意見を数多くいただいております。しかしながら、高齢者のさらなる増加や既に介護サービスを受けられておられる方の重度化により、今後もさらに給付費が増加していく



ことが見込まれ、現行の制度化においては抜本的な被保険者の給付に対する負担割合の見直しなどがなされない限り、さらなる保険料の上昇は避けられない状況でございます。今後も国が進めております社会保障改革の方向性に注視するとともに、介護保険制度そのものの抜本的な改善につきましても、あらゆる場を通じ国に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**1 2 番 今井秀実議員** 1 2 番、今井です。2 回目の質問をさせていただきます。

最初に介護報酬の関係ですが、実質 4. 4 8 % の大幅の引き下げということで、その影響はかなり大きいということが今、連合長からもお答えがあったんですが、これを本当に放置しておくとか先ほど自分も言いましたが、サービスの幾つかを本当に切っていかなきゃいけないとか、とりわけ事業所によっては 1, 0 0 0 万とかというような額が年間もう影響を受けるというような話も聞いていますので、そう考えるといわゆる処遇改善の加算とかというのは工夫はするとしても、実質的には経営者の立場で考えると人件費を削っていく、賃金を引き下げていくという動きにどうしてもつながらざるを得ない実態かと思えます。

そこで、事業者アンケートをとっているということが言われましたので、実際事業者のアンケートでどんな声が寄せられているか、かなり生々しい深刻な事態が寄せられているんじゃないかと思うんですが、そこを教えていただきたいというふうに思います。また、直接事業者さんと懇談する機会というのも連合としてもあるかと思うんですが、そこで出されている意見というか声ですね、このままではやっていけないというような声が数多く寄せられているんじゃないかと思いますが、その辺教えていただきたいと思えます。

それから、(2) の介護従事者の処遇改善ということで、これも非常に重要な急務の課題という認識は持っていて、4 点に整理してお答えいただいて、どれも非常に大切だなというふうに思いますが、これも放置しておけない問題で介護職場一つ一つそれぞれ違いますが、これも事業者のアンケートとともに介護従事者そのものからもアンケートというのをとっているのかなというふうに思いますが、その辺同じく生の声というものをどのように把握されているかお聞きしておきたいと思えます。

それから、県の財政支援の話がありましたが、ちょっと自分その辺の動きが十分把握できていなかったところもありますので、若干補足的に基金の活用、それから県のいろんな取り組みを通じてこの介護従事者の量的確保と質的改善というようなことを連合長は言われましたが、具体的にはどんなイメージで考えているかについてもお聞きしたいと思えます。

それから(3) の要支援 1・2 の方ですが、これは井上議員が今回の大幅改定、実質的には利用者の立場で考えれば大改悪というような言い方をせざるを得ないような中身と思っていますが、それとともに大きな問題で実施が 1 年半くらい先になるということなので、その猶予期間をしっかりと活用して準備していくということをお聞きしましたが、そのことは非常に大事かと思うんですが、ただ、これまでの要支援 1・2 の方については訪問サービス、つまりヘルパーさんが行く、それか

ら通所サービス、デイサービスなどの場所に足を運ぶ、そういうことを通じて、とりわけ要支援1・2であっても認知症みたいなものがかわってくると、かなり重要なこれまでの予防サービスであったかと思うんですが、この地域支援事業の新しい総合事業はこれまでどおりではなくて、後期高齢者の伸び率の枠内に抑え込むという、もう利用の量が制限されているという仕組みですので、やっぱり従来と同じように平成29年4月からはいかないという現実があるかと思います。その心配をしているところですが、そこについても見解をお聞きしたいと思います。

それからヘルパーさんにしても、デイサービスを提供しているその施設の方々についても、資格があり専門性があるから、そこをヘルパーさんに来ていただいて安心、デイサービスの場所に行つて安心というのが今まで担保されていたわけですが、連合長の言葉で言えば社会資源を活用してということでボランティアとかNPOなどの社会資源を活用して地域包括ケアも視野に入れながらと言葉は美しいんですが、専門性がない人を無理やり引っ張り出してきて、何とか形をつくってというような危険性を私は感じていて、専門性がある人をベースにこの新しい総合事業の対応もベースをそこに置かないと、何か新しい社会資源を開発していくというほうにばかり目が行き過ぎると、かえって何というんだろう、安全性の確保も含めてですが、問題があるというふうに思うんですが、そのことについても見解をお聞きしたいと思います。

それから(4)の高すぎる介護保険料ですが、今、年金天引きになっちゃっているのもう声を上げづらいというか、納付できませんといって納付書で対応するということができないのが原則、特別徴収になっているので。ただ、もう連合長の答えでも年金が上がらない中、厳しい御意見を数多くという言葉が言われたとおりに思うんですが、そうすると国が負担率をふやすとかという対応をしない限り、この保険料が上がっていくのはしょうがないという趣旨のことも言われましたが、それは制度的にそのとおりに思うんですが、ただ、広域連合としてできることを考えれば、いわゆる各市町村からの一般会計からお金を寄せてもらって、要は入りの部分をふやすことによって一人一人の介護保険料そのものは抑制するという、こういう対応はできるはずで、国保などではそういう対応を全国でも多くしていますが、介護保険料についてもそういう対応が発想としては十分考えなきゃいけないところまで来ていると思うんですが、そのことについても見解をお聞きしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは何点が御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

最初に事業所、協議会でのアンケート結果の関係であります、特に報酬の引き下げの中でどうだったかという部分であります、いただいた御意見ではやはり利用者が減少する、収入が減少するということで、事業所の運営に非常に不安を抱いている、そんな御意見。また報酬が下がったことではありますが、逆にその加算が物すごい今回の制度改正でふえました。それによって報酬の加算というものを多くとる、そんなところに手間がかかっているというようなお話もいただいております。また、御質問があったように収益の低下によってやはり人手不足が起きる、そんな御意見。ま

たサービスの質や給与の低下というものを心配されている事業所さん、そして先ほどもありましたが、その報酬加算の手続によって事務量が物すごい増加してしまった。こんな御意見をいただいております、介護の事業所としますとやはりさまざまな不安がやはりあるということがアンケート結果の中では出てきているのかなというふうに感じております。

また、2点目の事業所との相談や場ですが、非常に深刻な事業所からの直接的な相談というのは今のところいただいておりますが、積極的に会議に出かけたときには利用者さんの声も含めて事業所の運営、経営状況なんかも把握を努めてまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、処遇改善の部分で介護現場からどんな御意見をいただいているかということですが、一番にいただいていたのは、やはり事業所内での人手不足というところが御意見を多くいただきました。また労働に対する対価が低いのではないか、そんな御意見。また報酬改定があっても賃金には変化がなかった、またもっと賃金を上げてもらいたいなど御意見をいただいております、やはり介護現場ではストレートに処遇改善加算が今のところ見えていない、そんな御意見も頂戴しているところであります。

続いて、県の基金を活用した福祉人材確保対策事業、これが県の支援計画の中で出てまいりまして、事業概要の御質問をいただきました。これにつきましては、基金で介護分と医療分がありまして、特に人材確保については両方に関係している部分もありますが、介護分として今回出てきておりますのが参入促進事業として10項目ほど出てきております。これについては人材のマッチング支援の関係や介護人材雇用安定促進、特にセンターを設置していく中で就職相談等も含めたそんな事業が出てきております。あと福祉職場というのものがどういうものかというものをPRしていく、そんな事業が主なものだと思います。

また、職員の資質向上事業では5項目ほど出てきておりまして、連合長がお答えしました中にありましたキャリア形成に関する事業が大きな事業として出てきております。あと労働環境や処遇の改善はセミナーとかアドバイザー、そしてあと介護ロボット導入に向けての促進事業なんかも入ってまいりました。あと基盤整備関係では社会福祉法に基づいた県の社会福祉人材センターでありますか、県の社協が実施しております、そこを強化していく、そんな方向が今回の人材確保の基金事業として出てきている主なものとなっております。

続きまして、要支援1・2の方の関係であります、御質問いただきましたとおり新しい総合事業に移行されますと地域支援事業には事業費の上限が設定されることになります。そこにつきましては保険者としても非常に心配な面もあるわけでありまして。特に事業がオーバーした場合の対応であります、国のほうは今、市町村負担で上限を超えた部分については負担をする方向が示されているということになります。そんな中でも新しい総合事業を平成29年4月からは実施をしていかなければいけないということでもありますので、御質問いただいた中でも既存のサービス、そして新たに作り出した多様なサービス、この組み合わせを提供していく、そこが一番重要であるというふうに考えております。そこは地域包括支援センターの力ということになります。特にどう

いったプランをどう組み立ててその人のニーズに合わせていくか、そこが一番大事なところになるわけですが、身体介護にかかるような専門的な専門職が提供しなければいけないサービスと、あと買い物ですとか見守り、そういうものとどう組み合わせるか、マッチングさせるかをまたうちのほうでも市町村と研究をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、保険料の関係であります。保険料軽減については制度としましてこの6期から、現在は第1段階の皆さんに軽減を図っています。これは消費税を財源とした軽減策でありまして、今後消費税がアップする場合はこの軽減幅や範囲を広げる、そんな予定になっておるところであります。独自のさらなる軽減負担につきましては、今回の制度改正の中でも念押しをいただいておりますが、国から負担の公平性の観点から一般財源を投入せず、運営を行っていきなさいというようなことでありますので、介護の分野で一般財源を投入するのは難しいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 最後にちょっとお聞きしておきたいと思いますが、(1)の介護報酬の引き下げの影響の深刻さは、もうこのやりとりでもかなりリアルにつかめたんですが、やっぱりもう連合長がしかるべきタイミングで国に働きかけるということを言われましたが、これはかなり重要なことで、これを放置しておくこと事業者の経営困難がサービス提供のもう大幅削減とかという、事業の閉鎖とかというふうになってしまつては大変なことになりますので、そこを国への働きかけ、再度どんなふうを考えているかお伺ひしたいと思います。

同じく介護従事者についても県の事業の活用をしてとかというところでは抜本的には解決しなくて、やっぱり国の本格的なこの介護現場の介護従事者の処遇改善を本気で国にやらせるということが必要だと思うので、この点についても国への働きかけをどんなふう考えているかお聞きしたいと思います。

それから、3番目の新しい総合事業の関係ですが、それについては専門性を生かすということが非常に重要だと思いますので、そのことを指摘しておきたいと思います。

(4)の介護保険料も国の負担率をふやすということなしには実現しないと思いますので、国への働きかけについて手短に答弁をいただければ。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** 国の働きかけにつきまして御質問をいただきました。具体的な場としますと全国市長会、また町村会を通じて国へ強く、この6月にも要望をしてあります。引き続き要望をしてみたいというふうに考えております。

**竹村安弘議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時38分

竹村安弘議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○日程第 2

議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第 3

認定第 1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 4

認定第 2号 平成26年度諏訪広域連合救護施設ハヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5

認定第 3号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 4号 平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 5号 平成26年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

竹村安弘議長 日程第2 議案第18号から日程第7 認定第5号までの6件を一括議題といたします。

この6件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について、一括報告を願います。総務消防委員長。

小池忠弘総務消防委員長 大変御苦勞さまでございます。それでは総務消防委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された議案審査に当たり、10名の委員出席のもと、金子広域連合長、今井副広域連合長、五味副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、認定第1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査では、諏訪地区小児夜間急病センターの運営課題の認識について質疑があり、圏域外の患者数は減少しているが、圏域内は微増しており、今後もポスター、LCVFM、市町村の乳幼児健診等でPR活動を展開していきたい旨の説明がありました。また設置当初の目的に対する医師との意見交換はされているかとの質疑に対し、26年度は実施しており、27年度はこれから行っていく

との回答がありました。

討論では、恋月荘の民間移管と一体的に組まれた決算であり反対との討論がありました。

採決の結果、当委員会では賛成多数で認定といたしました。

次に、認定第4号 平成26年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程においては、職員研修の中に救急高度化研修があるが、救急救命士の免許が取得できるのか、消防職員の救急救命士の養成はしないのかとの質疑があり、救急高度化研修は救急救命士の免許を取得するものではなく、職員の採用に当たっては救急救命士の免許取得者であることを条件に採用しているとの回答がありました。

また、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備工事の業者選定はどのように行ったのか、今後のメンテナンスについてはどのようにしていくかとの質疑があり、国内で自社製造している3社で入札を行った。メーカーは機器の更新期間を10年としており、中長期的に計画を立てメンテナンスしていきたいとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会は全会一致で認定であります。

次に、認定第5号 平成26年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査では、ふるさと振興基金積立金3,500万円についての内容とリスクについて質疑があり、国債の買い換えによる利益を基金に積み立てたものであり、利付き国債のため損はないとの答弁がありました。

また、運用益を活用した事業の全体的な評価についての質疑があり、婚活支援等成果が上がっていると考えるが、今後正副連合長会議等で検証していきたいとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定であります。

以上、報告を終わります。

**竹村安弘議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について、一括報告を願います。福祉環境委員長。

**小池和男福祉環境委員長** それでは福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

当定例会において、福祉環境委員会に付託されました議案は4件でございました。

河西猛議員欠席により10名の委員出席のもと、柳平副広域連合長、青木副広域連合長、小林副広域連合長、各課長、各施設長、各係長の出席を求めまして審査してまいりました。

以下、審査の経過と結果について報告させていただきます。

それでは最初に、議案第18号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく、審査の結果、当委員会では全会一致可決といたしました。

次に、認定第1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について報告いたします。



当委員会に付託されましたところは、歳入の１款１項１目関係市町村負担金のうち５節高齢者福祉事業経費負担金と６節障害者福祉事業経費負担金、３款１項２目民生費県補助金、４款１項１目利子及び配当金の一部、４款２項１目不動産売却収入、５款繰入金、６款繰越金の一部、７款２項雑入の一部及び歳出のうち２款１項１目２５節積立金、２８節繰出金、２款１項２目福祉連携費並びに３款民生費にかかわる部分であります。

審査の過程において、特に質疑等はなく、討論において、公が特別養護老人ホームを持つことは大事であり、移管による費用がこの決算に入っているので反対。公から民への時代であり、民間の力が入ったほうが入所者に対しても効果的な力が発揮できると考えられるので賛成との討論がございました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で認定いたしました。

次に、認定第２号 平成２６年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、居宅生活訓練事業について成果は出ているのかとの質疑があり、地域生活に近い環境のもとで生活訓練を行い、生活体験を重ねることで居宅生活に移行できる事業として平成２５年度から開始し、平成２５年度は３名、平成２６年度は４名の方が地域で生活している。事業を開始して間もないが、成果は徐々に出ているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会では全会一致、認定いたしました。

次に、認定第３号 平成２６年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、介護保険システム改修事業補助金について、システム改修は頻繁にしなければならないものなのかとの質疑があり、３年に一度制度改正と報酬改定等により、大きなシステム改修が必要となる。また平成２６年度は番号制度導入による改修もあったとの説明がありました。

また、番号制度導入によるシステム改修はどの程度のものなのかとの質疑があり、番号制度導入によるものは全体の改修費に対し大きな割合ではないとの説明がありました。

審査の結果、当委員会では全会一致、認定いたしました。

以上、報告いたします。

**竹村安弘議長** ただいまの各委員長報告に対し、これより１件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第１８号 平成２７年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１８号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成26年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。望月克治議員。

**8番望月克治議員** 認定第1号を認定することに反対で討論をさせていただきます。

先ほど委員長報告にもありましたけれども、恋月荘を移管したことによるお金の動きが多く含まれています。きょうの一般質問の中でもありましたが、介護をめぐる状況は非常に厳しいものになっています。報酬単価の変更によって介護施設は厳しい経営を強いられ、施設の倒産、閉鎖は今年度、ことしですね、今までにない閉鎖の数となっています。10月以降はまた会計の関係なのか、さらにふえるだろうということが予測されています。諏訪圏域内ではお聞きしたところ今のところ影響はないということですが、厳しい状況には変わりないと思います。

介護施設が苦しい状況になるということは、利用者が苦しい状況になるということです。民間に任せるということは、民間は利益が優先ですので、厳しい状況になれば撤退するということはあるわけですね。そうしたときに利用者が困る、この状況が生まれてくるんです。公がこうした施設を持つということは、最後まで責任を放棄できない立場にあるので、絶対的な安心感があるわけですね。特別養護老人ホームというのは、介護を受ける方々がついの住みかとして利用する、そういったところなんです。ここに安心感が持てないということは、本当に年をとっていき暮らしていく、その不安が拭えないということになってしまいます。

全国で公の施設としてのこういった特養を手放すということが進んでいます。持っていないところも多くなっているはずなんです。そこには非常にリスクが抱え込んでいるものと思われれます。最後まで責任を持って住民の生活を守るという面で恋月荘を手放したことは絶対に認めることが私はできない。その会計の動きが入っているんで、今会計を認定することには反対をいたします。

**竹村安弘議長** ほかにありますか。加々見保樹議員。

**5番加々見保樹議員** 5番、加々見保樹です。一般会計歳入歳出決算認定について、原案を認定することに賛成する立場で討論いたします。

平成26年度一般会計歳入歳出決算は、諏訪広域連合規約並びに諏訪広域連合財務規則に基づき適正に処理されています。特に平成26年度は特別養護老人ホーム恋月荘が広域から長野県厚生連に移管され、それに伴う不動産売却収入、広域連合から移管先へ派遣されている職員の人件費にかかわる会計処理などが決算書では適正に計上されています。

特別養護老人ホームは公共機関で運営すべきであり、恋月荘の民間への移管は反対との意見がありますが、築40年を経過した現在の施設は老朽化し、資金的にも改築は困難な状況の中、平成2



9年4月には移管先によって新たな施設に生まれ変わることが決まっており、厚生連に移管できたことは利用者にとっても喜ばしいことと考えます。移管先の厚生連は名称のとおり協同組合であり、運営は営利を目的にしない相互扶助組織であり、真に地域住民の福祉向上が目的であります。富士見高原医療福祉センターの基本方針の一つに、予防から治療、介護から見取りまでの一貫した医療を提供しますとの項目があります。恋月荘の入所者はトータルなサービスが受けられることになり、諏訪広域連合の今後の歴史の中で移管は正しかったと必ずや証明されるものと考えます。

以上の理由から、平成26年度一般会計歳入歳出決算を認定することに賛成いたします。以上です。

**竹村安弘議長** ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これより認定第1号を採決いたします。本案は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。認定第1号に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**竹村安弘議長** 起立多数であります。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成26年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。認定第3号 平成26年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について意見を述べます。

介護保険料の負担が被保険者に重いものとなっていることは、不納欠損処理としたものの中で納

付困難を理由としたものが３１％となっていることにもあらわれています。また、特養待機者も年度末で８００人を超えていること、多床室と個室ユニットの割合が半々の現状であることなど、所得が低い方でも入所できる施設の整備など課題が多い会計であり、決算であったと考えます。

高齢化率が３０％を超えた中で今後ますます必要性が高まっている介護保険事業ですが、国の制度改定の影響を最小限としていく努力を続けながら、必要なサービスを必要なときに受けられるよう対応していくことを求めていると思います。

以上、申し上げましたが、全体として予算に基づき適正に執行されていることから、本決算の認定には賛成をいたします。

**竹村安弘議長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第３号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第３号は認定されました。

次に、認定第４号 平成２６年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第４号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第４号は認定されました。

次に、認定第５号 平成２６年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第５号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

---

**竹村安弘議長** 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午後 0時01分

---

**竹村安弘議長** 閉会前に広域連合長の御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきまして、それぞれ原案どおり御議決を賜りまして、心から御礼を申し上げます。

今後とも諏訪圏域の一体的な発展のため、調和のとれた魅力ある圏域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後ともなお一層のお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

冷気ますます増してまいります時節柄、議員各位におかれましては、御自愛の上、ますますの御活躍をお祈り申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

**竹村安弘議長** これにて、平成27年第3回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

---

閉 会 午後 0時02分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長                    竹   村   安   弘

3   番                    小   池   忠   弘

2   1   番                    吉   澤   美 樹 郎



## 議 案 等 の 審 議 結 果

広域連合長提出

| 事 件 番 号     | 上程月日     | 付 託 委 員 会     | 議決月日     | 審 議 結 果 |
|-------------|----------|---------------|----------|---------|
| 議 案 第 1 8 号 | 27.10. 6 | 福 祉 環 境 委 員 会 | 27.10. 7 | 原 案 可 決 |
| 認 定 第 1 号   | 〃        | 各 常 任 委 員 会   | 〃        | 原 案 認 定 |
| 認 定 第 2 号   | 〃        | 福 祉 環 境 委 員 会 | 〃        | 〃       |
| 認 定 第 3 号   | 〃        | 〃             | 〃        | 〃       |
| 認 定 第 4 号   | 〃        | 総 務 消 防 委 員 会 | 〃        | 〃       |
| 認 定 第 5 号   | 〃        | 〃             | 〃        | 〃       |